埼玉県報

埼玉県発行

目　次

告　示

○特定非営利活動法人の設立に係る公告　（中央創造）　一
○〃　（〃）　二
○〃　（〃）　二
○特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告　（〃）　二
○特定非営利活動法人の設立に係る公告　（西部創造）　三
○〃　（〃）　三
○〃　（〃）　三
○〃　（西部創造東松山支所）　三
○〃（東部創造行田支所）　四
○〃　（北部創造）　四
○生活保護法による介護機関の指定　（社会福祉課）　四
○生活保護法による指定介護機関の変更の届出　（〃）　二四
○大規模小売店舗の変更に関する公示　（地域商工業支援課）　二四
○〃（〃）　二五
○大規模小売店舗（既存店）の変更に関する公示　（地域商工業支援課）　二六
○貸金業者の業務の停止　（金融課）　二七
○新堀土地改良区の役員退任届　（春日部農林）　二七
○鴻巣都市計画区域及び吹上都市計画区域の変更（都市計画課）　二七
○鴻巣都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更　（〃）　二七
○鴻巣都市計画区域区分の変更　（〃）　二七
○鴻巣都市計画用途地域の変更　（〃）　二七
○鴻巣都市計画道路の変更　（〃）　二七
○三芳町北松原土地区画整理事業の事業計画の変更認可　（市街地整備課）　二七
○鴻巣都市計画公園の変更　（公園課）　二八
○〃　（〃）　二八
○鴻巣都市計画緑地の変更　（公園課）　二八
○熊谷都市計画、行田都市計画、鴻巣都市計画、北本都市計画及び桶川都市計画下水道の変更　（下水道課）　二八
○秩父都市計画下水道の変更　（〃）　二八
○埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例に基づく区域の変更（開発指導課）　二八
○埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例に基づく区域の指定等　（〃）　二八
○都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る数値の変更　（建築指導課）　二九
○男性警察官用合ワイシャツ外三品目の製造請負に係る落札者の公示　（会計課）　二九
○国道二百五十四号の区域の変更　（本庄県土）　三〇
○開発行為に関する工事の完了公告　（熊谷県土）　三〇
○県道松伏庄和関宿線の区域の変更　（越谷県土）　三一
○県道松伏庄和関宿線の供用の開始　（〃）　三一
○県道平方東京線の供用の開始　（〃）　三二
○技能検定員等資格審査に伴う公示　（運転免許課）　三二
○措置通知の公表（監査第二課）　三三

雑　報

○人事異動　（人事課）　四九

告　示

埼玉県告示第千三百七十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県中央地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（http://www.saitamaken-npo.net/））により縦覧に供する。

平成十八年八月八日

埼玉県知事　上田清司

一　申請のあった年月日

平成十八年七月二十八日

二　申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ＯＴＯＤＡ
三　代表者の氏名
前田　博之
四　主たる事務所の所在地
埼玉県戸田市下前二丁目八番十一―二〇一号
五　定款に記載された目的
この法人は、主として戸田市を音楽の流れる街にするとともに、音楽を通じて市民等のコミュニケーションを図るという精神のもと、野外コンサートのほか、教育施設や福祉施設等におけるコンサートの実施、教育施設における音楽や楽器演奏の指導を行い、戸田市を音楽を含む芸術、文化の香る街作りに寄与すること、併せて音楽、芸術の振興を図ることを目的とする。

埼玉県告示第千三百七十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。
なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部ＮＰＯ活動推進課及び埼玉県中央地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県ＮＰＯ情報ステーション（http://www.saitamaken-npo.net/））により縦覧に供する。
平成十八年八月八日
埼玉県知事　上　田　清　司
一　申請のあった年月日
平成十八年八月一日
二　申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人腎泌尿器腫瘍研究会
三　代表者の氏名
中村　毅
四　主たる事務所の所在地
埼玉県戸田市本町一丁目十二番六号
五　定款に記載された目的
この法人は、広く一般市民を対象に、腎泌尿器腫瘍疾患に関して、治療法を確立するための調査研究事業、講演会開催や機関紙発行など予防のための情報提供事業を行い、医療の発展により人々が健康的で快適な生活を送ることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千三百七十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。
なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部ＮＰＯ活動推進課及び埼玉県中央地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県ＮＰＯ情報ステーション（http://www.saitamaken-npo.net/））により縦覧に供する。
平成十八年八月八日
埼玉県知事　上　田　清　司
一　申請のあった年月日
平成十八年八月一日
二　申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人はとがや１００プロジェクト
三　代表者の氏名
熊井　章
四　主たる事務所の所在地
埼玉県鳩ケ谷市大字辻六十六番地の一メゾン辻一〇一号室
五　定款に記載された目的
この法人は、鳩ヶ谷市および近隣地区の生活者や中小企業等に対し、市民参画型のコミュニティビジネス活動をすすめることにより、経済活動の支援、まちづくりの推進支援、環境経営の推進支援、民官の協働支援等を行い、本法人の活動を通して次世代を担う人材を育てて、継続的に活動し続け、地域の発展に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千三百七十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。
なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部ＮＰＯ活動推進課及び埼玉県中央地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県ＮＰＯ情報ステーション（http://www.saitamaken-npo.net/））により縦覧に供する。
平成十八年八月八日
埼玉県知事　上　田　清　司
一　申請のあった年月日
平成十八年八月一日
二　特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ぐりーと
三　代表者の氏名
関根　教夫
四　主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市南区辻七丁目十三番十八―四〇七号

五　定款に記載された目的

この法人は、障害者（高齢者を含む、以下同じ）の社会参加を推進するために多様な福祉サービス事業を行うと共にそのサービス提供の技術向上を研究、実践し障害者の福祉向上に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千三百七十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（http://www.saitamaken-npo.net/））により縦覧に供する。

平成十八年八月八日

埼玉県知事　上　田　清　司

一　申請のあった年月日

平成十八年七月三十一日

二　申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人　花の郷

三　代表者の氏名

高田　憲

四　主たる事務所の所在地

埼玉県入間市大字新久百二十七番一

五　定款に記載された目的

この法人は、広く知的障害者、身体障害者、精神障害者に対する地域授産活動の支援を行い、地域と社会の福祉の増進を図り、広く公益に貢献することを目的とする。

埼玉県告示第千三百七十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（http://www.saitamaken-npo.net/））により縦覧に供する。

平成十八年八月八日

埼玉県知事　上　田　清　司

一　申請のあった年月日

平成十八年七月二十八日

二　申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人　場づくりネットワーク　結

三　代表者の氏名

山本　誠

四　主たる事務所の所在地

埼玉県新座市栄三丁目七番七号

五　定款に記載された目的

この法人は、循環型社会を基本とした地球環境の保全と、運動支援による健康増進を通しての地域づくりを目的とする。

埼玉県告示第千三百七十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（http://www.saitamaken-npo.net/））により縦覧に供する。

平成十八年八月八日

埼玉県知事　上　田　清　司

一　申請のあった年月日

平成十八年八月一日

二　申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人　埼玉県管更正技術協会

三　代表者の氏名

青木　啓之

四　主たる事務所の所在地

埼玉県所沢市林一丁目百九十四番地の四

五　定款に記載された目的

この法人は、地域社会の人々に対して、各種地下埋設管渠の埋設状況と環境への影響調査、各種管渠の更正技術の調査、研究、啓蒙活動、本技術を通した国際交流活動、特定非営利活動法人相互の交流活動に関する事業を行い、水環境の保全と循環型社会の形成を推進し、もって地域社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千三百七十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域創造センター東松山支所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（http://www.saitamaken-npo.net/））により縦覧に供する。

平成十八年八月八日

埼玉県知事　上　田　清　司

一　申請のあった年月日
　平成十八年七月二十八日
二　申請に係る特定非営利活動法人の名称
　特定非営利活動法人のぎく寮
三　代表者の氏名
　加藤　喜信
四　主たる事務所の所在地
　埼玉県比企郡吉見町大字蚊斗谷六十四番地一
五　定款に記載された目的
　この法人は、知的障害者の人々に対し、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者自立支援法に基づく共同生活援助を行い、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千三百七十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域創造センター行田支所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（http://www.saitamaken-npo.net/））により縦覧に供する。

平成十八年八月八日

埼玉県知事　上　田　清　司

一　申請のあった年月日
　平成十八年八月二日
二　申請に係る特定非営利活動法人の名称
　特定非営利活動法人チューリップ
三　代表者の氏名
　徳田　かの子
四　主たる事務所の所在地
　埼玉県羽生市南五丁目十九番地二号
五　定款に記載された目的
　この法人は、北埼玉地区の障害を持つ人々が、地域で自立して生活している社会の実現を図るため、障害を持つ人々の自立支援や障害を持つ人々のくらしやすいまちづくりに関する、政策提言活動などの事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千三百七十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（http://www.saitamaken-npo.net/））により縦覧に供する。

平成十八年八月八日

埼玉県知事　上　田　清　司

一　申請のあった年月日
　平成十八年八月一日
二　申請に係る特定非営利活動法人の名称
　特定非営利活動法人ふれあい
三　代表者の氏名
　小林　茂雄
四　主たる事務所の所在地
　埼玉県熊谷市久保島二千百七十七番地
五　定款に記載された目的
　この法人は、障害者（児）の自立とその家族に対し「ふれあいと健やかなる生活」を提供し、誰もが豊かに暮らせる地域社会を創造することで福祉の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千三百八十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための介護機関として、次の者を指定した。

平成十八年八月八日

埼玉県知事　上　田　清　司

名称	所在地	開設者名	サービス種別名	指定年月日
所沢リハビリテーション病院	所沢市中富一〇一六	財団法人潤和リハビリテーション振興財団	介護予防短期入所療養介護	平成十八年四月一日
医療法人社団秀栄会所沢第一病院	所沢市下安松一五五九―一	医療法人社団秀栄会	介護予防通所介護	平成十八年四月一日
医療法人啓仁会所沢ロイヤル病院	所沢市北野二八四八	医療法人啓仁会	訪問リハビリテーション	平成十八年四月一日
			短期入所療養介護	
			介護予防訪問リハビリテーション	
介護老人保健施設ケアステーション所沢	所沢市東狭山ヶ丘六―二八二三―一三	社会福祉法人桑の実会	介護予防短期入所療養介護	平成十八年四月一日
			介護予防訪問リハビリテーション	
			介護予防通所リハビリテーション	
介護老人保健施設さんとめ	所沢市中富一六一七	医療生協さいたま生活協同組合	介護予防短期入所療養介護	平成十八年四月一日
			訪問リハビリテーション	
			介護予防訪問リハビリテーション	
			介護予防通所リハビリテーション	
			介護予防短期入所療養介護	
介護老人保健施設雪見野ケアセンター	所沢市下富一一五〇―一	医療法人入間川病院	介護予防通所リハビリテーション	平成十八年四月一日
			介護予防短期入所療養介護	
訪問看護ステーションロイヤル	所沢市北野二八四八	医療法人啓仁会	介護予防訪問看護	平成十八年四月一日
所沢市医師会訪問看護ステーション	所沢市上安松一二二四―一	社団法人所沢市医師会	介護予防訪問看護	平成十八年四月一日
医療生協さいたま所沢訪問看護ステーション	所沢市山口三三―一グランディール二〇一号室	医療生協さいたま生活協同組合	介護予防訪問看護	平成十八年四月一日
緑ヶ丘訪問看護ステーション	所沢市狭山ヶ丘一―三〇〇九	医療法人仁栄会	介護予防訪問看護	平成十八年四月一日
医療法人社団みずの会訪問看護ステーションすずらん	所沢市中新井三―二〇スカイマンションA棟一〇四号	医療法人社団みずの会	介護予防訪問看護	平成十八年四月一日
アリスの夢訪問看護ステーション	所沢市小手指町三―一―一〇メイゾン小手指壱番館地下一F	株式会社アリスの夢	介護予防訪問看護	平成十八年四月一日
訪問看護ステーションケア・リンク	所沢市緑町二―一四―一YKS新所沢ビル二〇六号室	メディカル・ケア・リンク有限会社	介護予防訪問看護	平成十八年四月一日
アイリスケセンター所沢	所沢市東住吉八―一〇煉瓦館九八ソレイユ所沢三F	株式会社ニチイ学館	介護予防訪問入浴介護	平成十八年四月一日
所沢市社会福祉協議会ところざわ在宅介護支援センター	所沢市宮本町一―一―二	社会福祉法人所沢市社会福祉協議会	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
所沢市医師会ヘルパーステーション	所沢市上安松一二二四―七	社団法人所沢市医師会	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
大生病院在宅サポート21所沢	所沢市小手指町四―四―五レーベンハイム一〇一	医療法人尚寿会	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
株式会社ヘルスケアヘルスケア西武	所沢市小手指南四―三二―八	株式会社ヘルスケア	介護予防福祉用具貸与	平成十八年四月一日
			特定福祉用具販売	

指定通所介護事業所デイサービスセンターひまわり	所沢市中新井四三八	社会福祉法人向日葵会	特定介護予防福祉用具販売	平成十八年四月一日	
亀令園短期入所生活介護事業所	所沢市東狭山ヶ丘四―二六九五―一	社会福祉法人若狭会	介護予防通所介護	平成十八年四月一日	
亀令園通所介護事業所	所沢市東狭山ヶ丘四―二六九五―一	社会福祉法人若狭会	介護予防短期入所生活介護	平成十八年四月一日	
亀令園訪問介護事業所	所沢市東狭山ヶ丘四―二六九五―一	社会福祉法人若狭会	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日	
健寿園ヘルパーステーション	所沢市北中二―三〇一―一	社会福祉法人健寿会	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日	
株式会社ふれあい広場所沢店	所沢市泉町八九七―二	株式会社ふれあい広場	介護予防福祉用具貸与	平成十八年四月一日	
健寿園デイサービスセンター	所沢市北中二―三〇一―一	社会福祉法人健寿会	特定介護予防福祉用具販売	平成十八年四月一日	
			認知症対応型通所介護		
			介護予防通所介護		
			介護予防認知症対応型通所介護		
短期入所生活介護事業所健寿園	所沢市北中二―三〇一―一	社会福祉法人健寿会	介護予防短期入所生活介護	平成十八年四月一日	
アイリスケセンター所沢	所沢市東住吉八―一〇煉瓦館九八ソレイユ所沢三F	株式会社ニチイ学館	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日	
ホームヘルパーステーションロイヤルの園	所沢市北野二八四五―三	社会福祉法人栄光会	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日	
株式会社コムスン所沢ケアセンター	所沢市北秋津七三九―一二カレント所沢三号館一F	株式会社コムスン	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日	
東所沢みどりの郷通所介護事業所	所沢市坂之下九四一―三	社会福祉法人聖久会	介護予防通所介護	平成十八年四月一日	
亀鶴園デイサービスセンター通所介護事業所	所沢市松郷二六七―一	社会福祉法人桑の実会	介護予防通所介護	平成十八年四月一日	
通所リハビリ事業所所沢診療所	所沢市元町一二―八	医療生協さいたま生活協同組合	介護予防通所リハビリテーション	平成十八年四月一日	
川村義肢株式会社東京事業所	所沢市上新井七六〇―一	川村義肢株式会社	介護予防福祉用具貸与	平成十八年四月一日	
			特定介護予防福祉用具販売		
特別養護老人ホームロイヤルの園	所沢市北野二八五二	社会福祉法人栄光会	介護予防短期入所生活介護	平成十八年四月一日	
フォーユー福祉用具貸与事業所	所沢市若狭一―二九七二―一	有限会社フォーユー	介護予防福祉用具貸与	平成十八年四月一日	
			特定福祉用具販売		
デイサービスセンターロイヤルの園	所沢市北野二八五二	社会福祉法人栄光会	介護予防通所介護	平成十八年四月一日	
所沢やすらぎの里デイサービスセンター	所沢市東狭山ヶ丘五―九二八―一	社会福祉法人安心会	認知症対応型通所介護	平成十八年四月一日	
			介護予防通所介護		
			介護予防認知症対応型通所介護		

所沢市保健センター老人デイサービスセンター	所沢市上安松一二二四―一	社会福祉法人栄光会	介護予防通所介護	平成十八年四月一日
訪問介護事業所桑の実ヘルパーステーション	所沢市東狭山ヶ丘六―二八二三―一二	社会福祉法人桑の実会	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
医療法人社団和風会所沢中央病院老人デイケアセンターピース	所沢市北秋津七五三―二	医療法人社団和風会	介護予防通所リハビリテーション	平成十八年四月一日
東所沢みどりの郷短期入所生活介護事業所	所沢市坂之下九四一―三	社会福祉法人聖久会	介護予防短期入所生活介護	平成十八年四月一日
指定通所介護事業所ディサービスセンターアグリン	所沢市荒幡一〇六―六	社会福祉法人どんぐりの園	介護予防通所介護	平成十八年四月一日
短期入所生活介護事業所所沢やすらぎの里	所沢市東狭山ヶ丘五―九二八―一	社会福祉法人安心会	介護予防短期入所生活介護	平成十八年四月一日
所沢地域福祉事業所「まあち」	所沢市中新井一―一三四―一五Mハイム二〇三	生活協同組合・さいたま高齢協	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
所沢市立ところ荘老人デイサービスセンター	所沢市宮本町一―二―三五	社会福祉法人所沢市社会福祉協議会	介護予防通所介護	平成十八年四月一日
有限会社アイリー	所沢市旭町一二―五	有限会社アイリー	介護予防福祉用具貸与	平成十八年四月一日
			特定介護予防福祉用具販売	
千寿里指定通所介護事業所	所沢市坂之下一一五三―一	社会福祉法人親和会	介護予防通所介護	平成十八年四月一日
千寿里短期入所生活介護事業所	所沢市坂之下一一五三―一	社会福祉法人親和会	介護予防短期入所生活介護	平成十八年四月一日
ヘルパーステーション105所沢営業所	所沢市西狭山ヶ丘一―二四六〇―二六	株式会社イチマルゴ	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
医療生協さいたまヘルパーステーションとみおか	所沢市中新井一―八三二―八	医療生協さいたま生活協同組合	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
所沢介護支援サービス	所沢市小手指町二―一三―八	有限会社カイゴー	介護予防福祉用具貸与	平成十八年四月一日
			特定福祉用具販売	
ケアショップ105所沢営業所	所沢市西狭山ヶ丘一―二四六〇―二六	株式会社イチマルゴ	介護予防福祉用具貸与	平成十八年四月一日
			特定福祉用具販売	
グループホーム椿峰やすらぎ	所沢市小手指南五―一六―三	株式会社エヌ総合企画	介護予防認知症対応型共同生活介護	平成十八年四月一日
ウエルファー所沢店	所沢市星の宮二―一〇―三	株式会社ウエルファー	介護予防福祉用具貸与	平成十八年四月一日
			特定福祉用具販売	
デイホームわ～くわっく所沢	所沢市美原町三―二九七一―五	生活クラブ生活協同組合	介護予防通所介護	平成十八年四月一日
スマイル介護サービス	所沢市下安松一八三―二六	有限会社そよかぜ	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
ケアステーションアリスの夢	所沢市小手指南四―一三―六	株式会社アリスの夢	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
ショートステイ飛鳥野の里	所沢市神米金五〇五―一	社会福祉法人博寿会	介護予防短期入所生活介護	平成十八年四月一日

デイサービスセンター飛鳥野の里	所沢市神米金五〇五―一	社会福祉法人博寿会	介護予防通所介護	平成十八年	四月一日
ヘルパーステーション飛鳥野の里	所沢市神米金五〇五―一	社会福祉法人博寿会	介護予防訪問介護	平成十八年	四月一日
所沢市立新所沢けやき通り老人デイサービスセンター	所沢市緑町四―二八―三五―一	社会福祉法人若狭会	介護予防通所介護	平成十八年	四月一日
ヘルパーステーションとこしん	所沢市山口五五七―二	医療生協さいたま生活協同組合	介護予防訪問介護	平成十八年	四月一日
しらかばヘルパーステーション	所沢市青葉台一二七三―二六	有限会社カツインターナショナル	介護予防通所介護	平成十八年	四月一日
シルバーネットビーデイサービスセンター	所沢市山口七七五―三四	有限会社シルバーネットビー	介護予防訪問介護	平成十八年	四月一日
介護支援センターゴウパパ	所沢市山口一八五〇―八	有限会社ゴウパパ	介護予防通所介護	平成十八年	四月一日
通所介護事業所「福祉の森デイサービスセンター」	所沢市小手指南四―一三―六	社会福祉法人桑の実会	認知症対応型通所介護	平成十八年	四月一日
デイサービスアリスの夢		株式会社アリスの夢	介護予防通所介護		
			介護予防認知症対応型通所介護		
ヒューマンネットワークヘルパーステーション	所沢市小手指町四―一四―七シャンプルハウス一〇一	特定非営利活動法人ヒューマンネットワークサービス埼玉	介護予防訪問介護	平成十八年	四月一日
市民の森クリニック通所介護事業所	所沢市東狭山ヶ丘四―二六七五―一一	医療法人若狭会	介護予防通所介護	平成十八年	四月一日
ヘルパーステーションケア・リンク	所沢市緑町二―一四―一ＹＫＳ新所沢ビル二〇六号室	メディカル・ケア・リンク有限会社	介護予防訪問介護	平成十八年	四月一日
株式会社コムスン新所沢ケアセンター	所沢市泉町一八五五―一四パールハイツ一〇二号室	株式会社コムスン	介護予防訪問介護	平成十八年	四月一日
アイリスケセンター狭山ヶ丘	所沢市狭山ヶ丘一―二九八〇―四七佐野ビル一階	株式会社ニチイ学館	介護予防福祉用具貸与	平成十八年	四月一日
			特定福祉用具販売		
			特定介護予防福祉用具販売		
有限会社エコスタ介護サービス	所沢市星の宮二―四―一七	有限会社エコスタ	介護予防訪問介護	平成十八年	四月一日
デイサービスセンター小手指	所沢市小手指町一―一三―二三	有限会社シルバーネットビー	介護予防通所介護	平成十八年	四月一日
あさがおホットステーション	所沢市東狭山ヶ丘一―六五八―一ルミエールＫ一〇三	株式会社あさがお	介護予防訪問介護	平成十八年	四月一日
しらかばヘルパーステーション久米	所沢市久米二―一七〇―五	有限会社カツインターナショナル	介護予防訪問介護	平成十八年	四月一日
おひさま介護サービス所沢	所沢市くすのき台三―四―六エシール所沢一〇三	株式会社クリスタル介護センター	介護予防訪問介護	平成十八年	四月一日
有限会社寿介護エス・オー・エス所沢	所沢市東狭山ヶ丘一―八七―一カーサ・カルモ一Ｆ	有限会社寿介護エス・オー・エス	介護予防福祉用具貸与	平成十八年	四月一日
家具の吉沢屋・所沢店	所沢市山口八三三	株式会社吉澤屋	特定福祉用具販売		
			特定介護予防福祉用具販売		
ジャパンケアサービスハッピー所沢・ヘルパーステーション	所沢市松葉町一七―一五ニューアーバン第一ビル二Ｆ	株式会社ジャパンケアサービス	介護予防訪問介護	平成十八年	四月一日
ケアサポート・ロイヤル	所沢市旭町七―九	株式会社メディカルシステムサービス	介護予防訪問介護	平成十八年	四月一日

グループホームえがお	所沢市山口五一二二	株式会社ウェルフェアーシステム	介護予防認知症対応型共同生活介護	平成十八年四月一日
えくぼヘルパーステーション	所沢市上安松七二―三（外山荘一号）	エムエ有限会社	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
デイサービスセンター有限会社ヒサイズ	所沢市下富一二七一―二九	有限会社ヒサイズ	介護予防通所介護	平成十八年四月一日
よつ葉介護サポート	所沢市東所沢一―二〇―五デンバウきのした一〇五	有限会社よつ葉介護サポート	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
ケアサポート・ロイヤル	所沢市旭町七―九	株式会社メディカルシステムサービス	介護予防福祉用具貸与	平成十八年四月一日
	所沢市東狭山ヶ丘一―六四四―八八澤田貸事務所一F	株式会社コムスン	特定介護予防福祉用具販売	
株式会社コムスン狭山ヶ丘ケアセンター	所沢市東所沢和田二―一〇―一八リバティ中村一F	株式会社コムスン	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
株式会社コムスン東所沢ケアセンター	所沢市坂之下四一三	システムケア有限会社	介護予防訪問入浴介護	平成十八年四月一日
システムケア訪問介護サービス	所沢市西狭山ヶ丘一―二四六〇―二六	特定非営利活動法人てあしの会	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
特定非営利活動法人てあしの会	所沢市東狭山ヶ丘一―六四五―一八サイトウビル二F	有限会社トヨタプラニング	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
訪問介護サービスりんでん	所沢市北岩岡四六三―三	有限会社あご家	介護予防通所介護	平成十八年四月一日
ディホームにぎやか	所沢市松葉町一九―九	アースサポート株式会社	介護予防訪問入浴介護	平成十八年四月一日
アースサポート株式会社所沢在宅サービスセンター	所沢市中新井二―二九六―二	特定非営利活動法人グループ野比	介護予防通所介護	平成十八年四月一日
もみの木	所沢市緑町二―二四―一YKS新所沢ビル二〇六号室	メディカル・ケア・リンク有限会社	介護予防福祉用具貸与	平成十八年四月一日
指定福祉用具貸与事業所ケア・リンク	所沢市緑町二―二四―一YKS新所沢ビル二〇六号室	メディカル・ケア・リンク有限会社	特定介護予防福祉用具販売	平成十八年六月一日
指定福祉用具貸与事業所ケア・リンク	所沢市緑町二―二四―一YKS新所沢ビル二〇六号室	メディカル・ケア・リンク有限会社	特定福祉用具販売	平成十八年七月一日
指定福祉用具貸与事業所ケア・リンク	所沢市上新井一三〇一―一	株式会社メデカジャパン	介護予防通所介護	平成十八年四月一日
所沢ケアセンターそよ風	所沢市弥生町二八六七―一五	介護美人有限会社	介護予防短期入所生活介護	平成十八年四月一日
介護美人訪問介護事業所	所沢市山口二〇〇九―二	株式会社イチマルゴ	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
デイサービスセンター赤とんぼ	所沢市山口一八六八―一ハイツブリッジ一〇二	社会福祉法人桑の実会	介護予防通所介護	平成十八年四月一日
訪問介護事業所福祉の森ヘルパーステーション	所沢市久米一五三八―二	社会福祉法人端午会	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
特別養護老人ホームところの苑	所沢市久米一五三八―二	社会福祉法人端午会	介護予防短期入所生活介護	平成十八年四月一日
デイサービスセンターところの苑	所沢市北野一七七六―一	株式会社エヌ総合企画	介護予防通所介護	平成十八年四月一日
ショートステイ小手指やすらぎ	所沢市花園二―二四〇五―一	医療法人社団医凰会	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
デイサービスセンターしあわせ花園	所沢市花園二―二四〇五―一	医療法人社団医凰会	介護予防短期入所生活介護	平成十八年四月一日
ショートステイしあわせ花園	所沢市下安松八八三―一諸星ビル	有限会社夢くらぶ	介護予防訪問介護	平成十八年六月一日
ヘルパーステーションアリス・ストリート				

デイサービスアリス・ストリート	所沢市下安松八八八―一	新倉ビル	有限会社夢くらぶ	介護予防通所介護
ショートステイアリス・ストリート	所沢市下安松八八八―一	新倉ビル	有限会社夢くらぶ	介護予防短期入所生活介護
東所沢通所リハビリテーション	所沢市東所沢一―一八―五		栗原卓也	介護予防通所リハビリテーション
助け合いワーカーズたんぽぽ	所沢市緑町四―三四―二三コーポ佐倉一〇五号室		特定非営利活動法人助け合いワーカーズたんぽぽ	介護予防訪問介護
株式会社アリスの夢デイサービスセンター『とことこ』	所沢市小手指町三―一一―一〇メイゾン小手指壱番館		株式会社アリスの夢	介護予防通所介護
ヘルスレント所沢ステーション	所沢市下安松九六二―七石井ハイツ一階		有限会社リープ	介護予防福祉用具貸与
				特定介護予防福祉用具販売
東京海上日動みずたま介護ＳＴ新所沢	所沢市緑町二―七―一三イマス新所沢ビル二階		東京海上日動ベターライフサービス株式会社	介護予防訪問介護
ツクイ所沢並木通り	所沢市並木八―一―六―一一五		株式会社ツクイ	介護予防通所介護
ふれあいぶんぶん	所沢市中新井一―一三四―一五		生活協同組合・さいたま高齢協	介護予防通所介護
グループホームみんなの家所沢南永井	所沢市南永井五九一―四		株式会社ウィズネット	介護予防認知症対応型共同生活介護
東電さわやかケア所沢・訪問介護	所沢市御幸町五―八ライフ&シニアハウス一階		東電パートナーズ株式会社	介護予防訪問介護
東電さわやかデイサービス所沢	所沢市御幸町五―八ライフ&シニアハウス一階		東電パートナーズ株式会社	介護予防通所介護
グループホームめぐみ所沢	所沢市若狭二―一六七七―七		有限会社めぐみ	認知症対応型共同生活介護
				介護予防認知症対応型共同生活介護
老人保健施設　本庄ナーシングホーム	本庄市小島五―六―一		医療法人　福島会	介護予防通所リハビリテーション
				介護予防短期入所療養介護
老人保健施設　彩の苑	本庄市千代田一―一―二一		医療法人本庄福島病院	介護予防通所リハビリテーション
				介護予防短期入所療養介護
本庄訪問看護ステーション	本庄市北堀七〇五―一		医療法人中村会	介護予防訪問看護
本庄市児玉郡医師会立訪問看護ステーション	本庄市小島六―八―八		社団法人本庄市児玉郡医師会	介護予防訪問看護
むさしのデイサービスセンター	本庄市児玉町飯倉一六六		社会福祉法人武蔵野福祉会	認知症対応型通所介護
				介護予防通所介護
				介護予防認知症対応型通所介護
ＪＡ埼玉ひびきのヘルパーステーション	本庄市児玉町吉田林四八―一		埼玉ひびきの農業協同組合	介護予防訪問介護
児玉デイサービスセンター	本庄市児玉町金屋一三〇二―一		社会福祉法人児玉福祉会	介護予防通所介護
特別養護老人ホームオルトビオス児玉ホーム	本庄市児玉町金屋二七四―一		社会福祉法人児玉福祉会	介護予防短期入所生活介護
児玉訪問介護ステーション	本庄市児玉町金屋一三〇二―一		社会福祉法人児玉福祉会	介護予防訪問介護
マート村	本庄市北堀二〇四一		社会福祉法人宥和	介護予防訪問介護

平成十八年四月一日	平成十八年四月一日	平成十八年四月一日
平成十八年四月一日	平成十八年四月一日	平成十八年四月一日
平成十八年四月一日	平成十八年四月一日	平成十八年四月一日
平成十八年四月一日	平成十八年四月一日	平成十八年四月一日
平成十八年四月一日	平成十八年四月一日	平成十八年四月一日
平成十八年四月一日	平成十八年四月一日	平成十八年四月一日
平成十八年四月一日	平成十八年四月一日	平成十八年四月一日
平成十八年四月一日	平成十八年四月一日	平成十八年四月一日
平成十八年四月一日	平成十八年四月一日	平成十八年四月一日
平成十八年四月一日	平成十八年四月一日	平成十八年四月一日
平成十八年四月一日	平成十八年四月一日	平成十八年四月一日
平成十八年四月一日	平成十八年四月一日	平成十八年四月一日
平成十八年四月一日	平成十八年四月一日	平成十八年四月一日
平成十八年四月一日	平成十八年四月一日	平成十八年四月一日
平成十八年四月一日	平成十八年四月一日	平成十八年四月一日
平成十八年四月一日	平成十八年四月一日	平成十八年四月一日
平成十八年四月一日	平成十八年四月一日	平成十八年四月一日
平成十八年四月一日	平成十八年四月一日	平成十八年四月一日
平成十八年四月一日	平成十八年四月一日	平成十八年四月一日
平成十八年四月一日	平成十八年四月一日	平成十八年四月一日
平成十八年四月一日	平成十八年四月一日	平成十八年四月一日
平成十八年四月一日	平成十八年四月一日	平成十八年四月一日
平成十八年四月一日	平成十八年四月一日	平成十八年四月一日
平成十八年四月一日	平成十八年四月一日	平成十八年四月一日

デイサービスセンター　まどか	本庄市小島南三―一―五	社会福祉法人　日の出福祉会	介護予防通所介護	平成十八年四月一日
本庄市社会福祉協議会　ヘルパーステーション	本庄市銀座一―一―一	社会福祉法人本庄市社会福祉協議会	介護予防短期入所生活介護	平成十八年四月一日
シャロームデイサービスセンター	本庄市今井一二四五―一	社会福祉法人　柏樹会	介護予防認知症対応型共同生活介護	平成十八年四月一日
特別養護老人ホーム安誠園	本庄市小和瀬一六六六	社会福祉法人安誠福祉会	介護予防通所介護	平成十八年四月一日
シャローム	本庄市今井一二五―一	社会福祉法人　柏樹会	介護予防短期入所生活介護	平成十八年四月一日
オレンジ訪問介護	本庄市東台二―六―二六	有限会社本庄児玉治療センター	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
安誠会本庄介護サービスセンター	本庄市小和瀬一六六六	社会福祉法人安誠福祉会	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
本庄デイ・サービスセンター	本庄市小和瀬一六六六	社会福祉法人安誠福祉会	介護予防通所介護	平成十八年四月一日
吉沢病院通所リハビリテーション	本庄市寿二―一―五	医療法人（社団）寿会	介護予防通所リハビリテーション	平成十八年四月一日
通所介護　ことぶき	本庄市寿二―一―五	医療法人（社団）寿会	介護予防通所介護	平成十八年四月一日
デイサービスセンター　ファミリーエイド	本庄市本庄二―五―六	有限会社　リアライズ	介護予防通所介護	平成十八年四月一日
シャロームヘルパーステーション	本庄市今井一二五―一	社会福祉法人　柏樹会	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
グループホームゆうあい本庄	本庄市見福三―八―九	加納商事株式会社	介護予防認知症対応型共同生活介護	平成十八年四月一日
ひだまり介護ステーション	本庄市緑二―一―六	有限会社すこやか	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
特定非営利活動法人三山の家グループホーム元気村	本庄市田中一〇五―一	特定非営利活動法人　三山の家	介護予防認知症対応型共同生活介護	平成十八年四月一日
ま　ご　の　手	本庄市東台三―三―四	合資会社昭和堂	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
デイサービスセンターやまぶき	本庄市朝日町三三二四	ケアサプライシステムズ株式会社	介護予防通所介護	平成十八年四月一日
グループホームやまぶき	本庄市朝日町三三二四	ケアサプライシステムズ株式会社	認知症対応型共同生活介護	平成十八年四月一日
短期入所施設ことぶき	本庄市寿二―一―五	医療法人（社団）寿会	介護予防短期入所生活介護	平成十八年四月一日
在宅介護本庄	本庄市北堀一四七二―五	有限会社　ライフプラン	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
在宅介護　福祉用具サービス	本庄市北堀一四七二―五	有限会社　ライフプラン	介護予防福祉用具貸与	平成十八年四月一日
			特定福祉用具販売	
			特定介護予防福祉用具販売	
ポプリデイサービスセンター	本庄市栗崎二六―一	有限会社　クラウザウス	介護予防通所介護	平成十八年四月一日
ポプリヘルパーステーション	本庄市栗崎二六―一	有限会社　クラウザウス	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
医療法人誠至会狭山厚生病院	狭山市中央一―二四―一〇	医療法人誠至会狭山厚生病院	介護予防短期入所療養介護	平成十八年四月一日

医療法人尚寿会大生病院	狭山市水野六〇〇	医療法人尚寿会	介護予防通所リハビリテーション	平成十八年四月一日
医療法人社団清心会　介護老人保健施設かがやき	狭山市下奥富六八八―一	医療法人社団清心会	介護予防短期入所療養介護	平成十八年四月一日
介護老人保健施設狭山ケアセンター	狭山市北入曽一四四三―七	医療法人入間川病院	介護予防通所リハビリテーション	平成十八年四月一日
在宅サポート21狭山訪問看護ステーション	狭山市水野三六―三	医療法人尚寿会	介護予防短期入所療養介護	平成十八年四月一日
いきいき訪問看護ステーション鵜ノ木	狭山市入間川四―一五―二〇	医療法人財団石心会	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
狭山中央まごころ訪問看護ステーション	狭山市富士見二―一八―六島村コーポ一〇五	医療法人狭山中央病院	介護予防訪問看護	平成十八年四月一日
入間川訪問看護ステーション	狭山市祇園一八―三九	医療法人入間川病院	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
至聖訪問看護ステーション	狭山市下奥富六八八―一	医療法人社団清心会	介護予防訪問看護	平成十八年四月一日
本町訪問看護ステーション	狭山市入間川三―二―二八―五〇二	医療法人安斎医院	介護予防訪問看護	平成十八年四月一日
狭山市医師会訪問看護ステーション	狭山市狭山台三―二四	狭山市医師会	介護予防福祉用具貸与	平成十八年四月一日
居宅介護支援事業所ふれあい広場狭山	狭山市入間川三―四―五	株式会社ふれあい広場	特定福祉用具販売	
			特定介護予防福祉用具販売	
財団法人狭山ささえあい福祉公社	狭山市富士見一―一四―一一北野第二ビル	財団法人狭山ささえあい福祉公社	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
狭山病院ヘルパーステーション	狭山市入間川四―一五―二〇	医療法人財団石心会	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
医療法人前田病院ホームヘルプサービス	狭山市広瀬東三―一四―三	医療法人前田病院	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
通所リハビリテーションぎんなんクリニック	狭山市入間川二―六―二二	医療法人社団圭仁会	通所リハビリテーション	平成十八年四月一日
クローバーケアセンター狭山	狭山市入間川一―七―二八	京浜ライフサービス株式会社	介護予防通所リハビリテーション	
むさしの園ショートステイ	狭山市南入曽一〇四四―一	社会福祉法人至福の会	介護予防訪問入浴介護	平成十八年四月一日
株式会社ふれあい広場ヘルパーステーションスマイル狭山	狭山市入間川三―四―五	株式会社ふれあい広場	介護予防短期入所生活介護	平成十八年四月一日
むさしの園ホームヘルプサービス	狭山市南入曽一〇四四―一	社会福祉法人至福の会	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
むさしの園デイサービスセンター	狭山市南入曽一〇四四―一	社会福祉法人至福の会	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
通所介護支援事業所デイサービスつつじの園	狭山市柏原一一八五―六	社会福祉法人靖和会	認知症対応型通所介護	平成十八年四月一日
			介護予防通所介護	

デイサービスセンターいなりやま	狭山市稲荷山一―一二―三	社会福祉法人狭山市社会福祉協議会	介護予防認知症対応型通所介護	平成十八年四月一日
さやま苑デイサービスセンター事業所	狭山市柏原七五八―四	社会福祉法人狭山福祉会	介護予防通所介護	平成十八年四月一日
在宅介護支援センター21彩	狭山市水野五九四	医療法人尚寿会	介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売	平成十八年四月一日
アイリスケアセンター狭山	狭山市富士見一―一五―三八小沢ビル一階	株式会社ニチイ学館	介護予防訪問介護 特定介護予防福祉用具販売	平成十八年四月一日
社団法人狭山市シルバー人材センター介護保険事業所	狭山市新狭山一―一―三	社団法人狭山市シルバー人材センター	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
さやま苑ホームヘルプサービス事業所	狭山市柏原七五八―四	社会福祉法人狭山福祉会	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
短期入所生活介護支援事業所ショートステイつつじの園	狭山市柏原一一八五―六	社会福祉法人靖和会	介護予防短期入所生活介護	平成十八年四月一日
さやま苑ショートステイ事業所	狭山市柏原七五八―四	社会福祉法人狭山福祉会	介護予防短期入所生活介護	平成十八年四月一日
デイサービスセンターオリーブ	狭山市上赤坂二九〇―一	社会福祉法人石心福祉会	介護予防通所介護	平成十八年四月一日
特別養護老人ホームオリーブ	狭山市上赤坂二九〇―一	社会福祉法人石心福祉会	介護予防短期入所生活介護	平成十八年四月一日
至聖ホームヘルパーステーション	狭山市下奥富六八八	医療法人社団清心会	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
デイサービスハピネス狭山	狭山市富士見二―一六―八	社会福祉法人誠由会	介護予防通所介護	平成十八年四月一日
グループホームハピネス狭山	狭山市富士見二―一六―八	社会福祉法人誠由会	認知症対応型共同生活介護	平成十八年四月一日
デイホームわ～くわっく狭山	狭山市富士見一―一―五	生活クラブ生活協同組合	介護予防認知症対応型共同生活介護	平成十八年四月一日
有限会社寿介護エス・オー・エス	狭山市水野六〇六―九四西武フラワーヒル五四―六	有限会社寿介護エス・オー・エス	介護予防通所介護	平成十八年四月一日
ヘルパーステーションケア・リンク狭山	狭山市富士見二―二三―三三サンヴェール富士見二〇一	メディカル・ケア・リンク有限会社	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
デイサービスセンターさくら	狭山市加佐志一〇四	社会福祉法人入間川福祉会	認知症対応型通所介護	平成十八年四月一日
			介護予防通所介護	平成十八年四月一日
			介護予防認知症対応型通所介護	平成十八年四月一日
短期入所生活介護さくら	狭山市加佐志一〇四	社会福祉法人入間川福祉会	介護予防短期入所生活介護	平成十八年四月一日
ライフサポート優起画	狭山市入間川三―一九―一八居山ビル二〇一	有限会社優起画	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
おひさま介護サービス狭山	狭山市祇園三―二五ホープビル二〇一	株式会社クリスタル介護センター	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
居宅介護支援事業所ピース関	狭山市北入曽一五〇八―五五フラワーヒル七五―七	有限会社ピース関	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
訪問介護事業所わ～くわっく狭山	狭山市富士見一―一―五	生活クラブ生活協同組合	訪問介護	平成十八年四月一日
デイサービス見晴らしの家	狭山市入間川一七三〇―一	狭山不動産株式会社	介護予防訪問介護 認知症対応型通所介護	平成十八年四月一日

地域福祉事業所まあち狭山	狭山市入間川一―一三―一〇清陵館一〇一号	生活協同組合・さいたま高齢協	介護予防認知症対応型通所介護	平成十八年四月一日
医療法人社団永和会訪問介護ほっと・ホット	狭山市新狭山三―一〇―四二	医療法人社団永和会	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
ヘルパーステーションさくら	狭山市加佐志一〇四	社会福祉法人入間川福祉会	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
老人保健施設ＦＯＭＡ・なごみ	深谷市新戒四一三―一	社団法人深谷市・大里郡医師会	介護予防通所リハビリテーション	平成十八年四月一日
訪問看護ステーションねむの木	深谷市武蔵野三七九七―五	有限会社はなぞの	介護予防短期入所療養介護	平成十八年四月一日
深谷市・大里郡医師会訪問看護ステーション	深谷市新戒四一三―一	社団法人深谷市・大里郡医師会	介護予防訪問看護	平成十八年四月一日
深谷赤十字訪問看護ステーション	深谷市上柴町西五―八―一	日本赤十字社埼玉県支部	介護予防訪問看護	平成十八年四月一日
深谷整形訪問看護ステーション	深谷市宿根二四五―一	医療法人社団勝医会	介護予防訪問看護	平成十八年四月一日
介護サポート　エス・エイチ・アイ	深谷市宿根一四四〇―七	有限会社エス・エイチ・アイ	福祉用具貸与	平成十八年四月一日
株式会社エミール介護センター入浴介護事業所	深谷市小前田五―一	株式会社エミール介護センター	介護予防訪問入浴介護	平成十八年四月一日
エンゼル訪問介護センター	深谷市今泉六二五	社会福祉法人かつみ会	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
フラワーヴィラホームヘルプサービス	深谷市小前田二六七七	社会福祉法人花園公益会	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
デイサービスセンター花園	深谷市永田一四四七―二	有限会社ナガシマ	介護予防通所介護	平成十八年四月一日
フラワーヴィラデイサービスセンター	深谷市小前田二六七七	社会福祉法人花園公益会	介護予防通所介護	平成十八年四月一日
フラワーヴィラ短期入所生活介護事業所	深谷市小前田二六七七	社会福祉法人花園公益会	介護予防短期入所生活介護	平成十八年四月一日
フラワーヴィラグループホーム	深谷市小前田二六七七	社会福祉法人花園公益会	介護予防認知症対応型共同生活介護	平成十八年四月一日
エンゼルデイサービスセンター	深谷市今泉六二五	社会福祉法人かつみ会	介護予防通所介護	平成十八年四月一日
デイサービスセンターまつの木苑	深谷市田中九五―一	株式会社日本社会事業開発研究所	介護予防通所介護	平成十八年四月一日
株式会社福祉の街北埼玉営業所	深谷市岡部二〇一六―一	株式会社福祉の街	介護予防訪問入浴介護	平成十八年四月一日
グループホームまつの木苑	深谷市田中九五―一	株式会社日本社会事業開発研究所	特定福祉用具販売	
ショートステイエンゼルの丘	深谷市今泉六二五	社会福祉法人かつみ会	特定介護予防福祉用具販売	平成十八年四月一日
訪問介護センターえがお	深谷市小前田二〇八二―一	有限会社在宅福祉支援推進センター	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日

なでしこデイサービスセンター岡部	深谷市岡三三二二―一	有限会社ＨＯＲＯＷＡＴＡ	介護予防通所介護	平成十八年四月一日
デイサービスセンターえがお	深谷市小前田二〇八二―一	有限会社在宅福祉支援推進センター	介護予防通所介護	平成十八年四月一日
深谷地域福祉事業所だんらん	深谷市天神町四―三五	企業組合労協センター事業団	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
			介護予防福祉用具貸与	
			特定福祉用具販売	
株式会社ヘルスケア　ヘルスケア上武	深谷市寿町一五	株式会社ヘルスケア	特定介護予防福祉用具販売	
			介護予防福祉用具貸与	平成十八年四月一日
			特定福祉用具販売	
特別養護老人ホームふじさわ苑	深谷市人見二〇二八―三	社会福祉法人深谷藤沢福祉会	介護予防短期入所生活介護	平成十八年四月一日
有限会社島田エンタープライズ	深谷市下手計一七〇―五	有限会社島田エンタープライズ	介護予防福祉用具貸与	平成十八年四月一日
			特定福祉用具販売	
			特定介護予防福祉用具販売	
むさし愛光園デイサービスセンター	深谷市大谷二四一	社会福祉法人日本失明者協会	介護予防通所介護	平成十八年四月一日
デイサービスセンター藤の木荘	深谷市藤野木一一七	社会福祉法人邑元会	介護予防通所介護	平成十八年四月一日
ショートステイ藤の木荘	深谷市藤野木一一七	社会福祉法人邑元会	介護予防短期入所生活介護	平成十八年四月一日
デイサービスセンターふじさわ苑	深谷市人見二〇二八―三	社会福祉法人深谷藤沢福祉会	介護予防通所介護	平成十八年四月一日
むさし愛光園ショートステイ	深谷市大谷二四一	社会福祉法人日本失明者協会	介護予防短期入所生活介護	平成十八年四月一日
通所介護ひまわり	深谷市田所町八―二一	有限会社マリンクラブ	介護予防通所介護	平成十八年四月一日
アクティブケア有限会社	深谷市内ヶ島八二一―一	アクティブケア有限会社	介護予防福祉用具貸与	平成十八年四月一日
			特定福祉用具販売	
			特定介護予防福祉用具販売	
株式会社福祉の街ヘルパーステーション深谷	深谷市上柴町東六―五―五	株式会社福祉の街	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
深谷地域福祉事業所デイサービスだんらん	深谷市天神町四―三五	企業組合労協センター事業団	介護予防通所介護	平成十八年四月一日
有限会社ケアサービス・フォーレスト	深谷市明戸二七六―一	有限会社ケアサービス・フォーレスト	介護予防福祉用具貸与	平成十八年四月一日
			特定福祉用具販売	
			特定介護予防福祉用具販売	
有限会社テイクケアふかや	深谷市本住町二―二一	有限会社テイクケアふかや	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
深谷整形通所リハビリセンター	深谷市宿根二四五―一	医療法人社団勝医会	介護予防通所リハビリテーション	平成十八年四月一日
アシストハウス深谷	深谷市東方町二―一五―三	有限会社アシストハウス	介護予防認知症対応型共同生活介護	平成十八年四月一日

ケアセンターさくら苑	深谷市東方三七六八―一七	有限会社システック	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
すてっぷ	深谷市萱場一一―三一	関口水工株式会社	介護予防福祉用具貸与	平成十八年四月一日
			特定福祉用具販売	
ライフサポート城南	深谷市折之口一九七七	株式会社城南硝子工業所	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
グループホーム「ここあ」深谷	深谷市新戒一三六七	特定非営利活動法人やしろの里	介護予防認知症対応型共同生活介護	平成十八年四月一日
深谷ケアセンターそよ風	深谷市東方町四―一―一	有限会社健幸会	介護予防通所介護	平成十八年四月一日
上野台デイサービスセンター	深谷市上野台一九六七―五	株式会社サポートライフ	介護予防通所介護	平成十八年四月一日
デイサービスセンター桃や	深谷市折之口二三四―五	有限会社エイミ	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
深谷南地域福祉事業所だんらん上柴	深谷市上柴町西四―二三―八	企業組合労協センター事業団	介護予防通所介護	平成十八年四月一日
深谷南地域福祉事業所デイサービスだんらん上柴	深谷市上柴町西四―二三―八	企業組合労協センター事業団	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
みのり介護サービスステーション	深谷市櫛引一四一―一	有限会社久米工業	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
アシストハウス緑ヶ丘	深谷市緑ヶ丘四―二二	有限会社アシストハウス	介護予防認知症対応型共同生活介護	平成十八年四月一日
上柴んち	深谷市上柴町東六―六―四	有限会社ナトーライフコンサルタント	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
株式会社コムスン深谷ケアセンター	深谷市萱場二三五―一一根岸ビル一F	株式会社コムスン	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
在宅介護深谷	深谷市上野台三〇六―一	有限会社ライフプラン	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
ケアステーションハートフレンド	深谷市東方町二―一五―五	株式会社ハートフレンド	介護予防通所介護	平成十八年四月一日
グループホームひまわりの里	深谷市瀬山六三一	株式会社福祉の村孝宏会	介護予防認知症対応型共同生活介護	平成十八年四月一日
居宅介護支援センターてまり	深谷市本郷七七―二	医療法人樋口医院	居宅介護支援	平成十八年四月六日
デイサービスセンターてまり	深谷市本郷七七―二	医療法人樋口医院	通所介護	平成十八年四月六日
ひとみ園訪問介護事業所	深谷市人見一六六五―一二	社会福祉法人日本失明者協会	介護予防訪問介護	平成十八年五月一日
特定施設養護盲老人ホームひとみ園入居者生活介護事業所	深谷市人見一六六五―三	社会福祉法人日本失明者協会	介護予防特定施設入居者生活介護	平成十八年五月一日
ハローー薬局戸田	戸田市川岸二―五―一九	株式会社ハローコーポレーション	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
介護老人保健施設コスモス苑	戸田市新曽南三―六―二三	医療法人髙仁会	介護予防福祉用具貸与	平成十八年四月一日
			介護予防訪問リハビリテーション	平成十八年四月一日
			介護予防通所リハビリテーション	
			介護予防短期入所療養介護	
訪問看護ステーション上戸田	戸田市上戸田二―二三―六	医療法人社団東光会	介護予防訪問看護	平成十八年四月一日
訪問看護ステーションコスモス	戸田市新曽南三―六―二三	医療法人髙仁会	介護予防訪問看護	平成十八年四月一日
福祉用具サポートあおぞら	戸田市下前一―九―三〇池田ビル二F	株式会社クレア	介護予防福祉用具貸与	平成十八年四月一日

ひまわり福祉サービス株式会社	戸田市喜沢二―二八―七	ひまわり福祉サービス株式会社	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
株式会社トーカイ戸田支店	戸田市喜沢南一―五―五一	株式会社トーカイ	介護予防訪問入浴介護	平成十八年四月一日
			介護予防福祉用具貸与	平成十八年四月一日
			特定介護予防福祉用具販売	
社会福祉法人戸田市社会福祉協議会	戸田市川岸二―四―八	社会福祉法人戸田市社会福祉協議会	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
アイリスケアセンター戸田	戸田市本町一―五―五スカイビラ戸田公園一F	株式会社ニチイ学館	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
ふれあいランド戸田	戸田市上戸田五―四	社会福祉法人戸田市社会福祉事業団	認知症対応型通所介護	平成十八年四月一日
			介護予防通所介護	
戸田ほほえみの郷	戸田市上戸田五―四	社会福祉法人戸田市社会福祉事業団	介護予防認知症対応型通所介護	
戸田市立下戸田老人デイサービスセンター	戸田市下戸田一―三―三	社会福祉法人戸田市社会福祉事業団	介護予防短期入所生活介護	平成十八年四月一日
松下電工エイジフリーケアメイト埼玉	戸田市笹目六―二―六	株式会社ケアメイトジャパン	介護予防通所介護	平成十八年四月一日
			介護予防福祉用具貸与	平成十八年四月一日
			特定福祉用具販売	
			特定介護予防福祉用具販売	
デイサービスセンターもみじ	戸田市笹目南町二〇―二四	有限会社エム・ピー・ケアサービス	認知症対応型通所介護	平成十八年四月一日
			介護予防認知症対応型通所介護	
株式会社カネット・ふれあい	戸田市川岸三―五―一	株式会社カネット・ふれあい	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
株式会社コムスン戸田公園ケアセンター	戸田市上戸田二―三五―一八	株式会社コムスン	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
ヘルパーステーションあおぞら	戸田市下前一―九―三〇池田ビル二〇一	株式会社クレア	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
ヘルパーステーションほほえみ戸田店	戸田市新曽三―八―一三セヴンスけやき一F	株式会社あすなろ	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
ヒューマンライフケア美笹の湯	戸田市下前一―九―二	さくらケアサービス有限会社	介護予防通所介護	平成十八年四月一日
デイサービスセンターあおぞら戸田	戸田市川岸二―五―一〇―一〇二	株式会社クレア	介護予防通所介護	平成十八年四月一日
有限会社さいたま介護サービス戸田営業所	戸田市本町一―二〇―一〇	有限会社さいたま介護サービス	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
株式会社ふれあい広場戸田店		株式会社ふれあい広場	介護予防福祉用具貸与	平成十八年四月一日
			特定福祉用具販売	
			特定介護予防福祉用具販売	
おひさま介護サービス戸田	戸田市新曽三―三二八―六広野ビル二〇三	株式会社クリスタル介護センター	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
ハッピークローバー戸田	戸田市上戸田二―三六―八	県南福祉サービス有限会社	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
特定非営利活動法人ユーフォリア	戸田市美女木四―一八―二三金子ビル	特定非営利活動法人ユーフォリア	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日

痴呆対応共同生活介護グループホーム氷川	戸田市氷川町一―四―二	医療法人社団愛優会	介護予防認知症対応型共同生活介護	平成十八年四月一日
いきいきタウンとだ	戸田市喜沢南二―五―二三	社会福祉法人ぱる	介護予防短期入所生活介護	平成十八年四月一日
いきいきタウンとだ	戸田市喜沢南二―五―二三	社会福祉法人ぱる	認知症対応型通所介護	平成十八年四月一日
			介護予防通所介護	
			介護予防認知症対応型通所介護	
介護ステーションぱる戸田	戸田市喜沢南二―五―二三	社会福祉法人ぱる	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
介護ステーションぱる戸田	戸田市喜沢南二―五―二三	社会福祉法人ぱる	介護予防福祉用具貸与	平成十八年四月一日
			特定福祉用具販売	
			特定介護予防福祉用具販売	
スマイルデイサービス・時	戸田市本町二―一〇―一　一F―A	有限会社平和ケアライフ	介護予防通所介護	平成十八年四月一日
有料老人ホーム「グランシア戸田公園」	戸田市笹目五―一九―四	株式会社グランディック	介護予防特定施設入居者生活介護	平成十八年四月一日
グループホームくつろぎの家	戸田市美女木一―二九―四五	特定非営利活動法人さいたま自立支援センター	介護予防認知症対応型共同生活介護	平成十八年四月一日
有限会社平和ケアライフ	戸田市本町二―一〇―一	有限会社平和ケアライフ	介護予防福祉用具貸与	平成十八年四月一日
			特定福祉用具販売	
			特定介護予防福祉用具販売	
東電さわやかケア戸田・訪問介護	戸田市川岸二―五―一六	東電パートナーズ株式会社	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
ヘルパーステーションくつろぎの家	戸田市美女木一―二九―四五	特定非営利活動法人さいたま自立支援センター	訪問介護	平成十八年四月一日
老人保健施設ケアセンターなごみ	入間市小谷田一二五八―一	医療法人永仁会	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
			介護予防通所リハビリテーション	
老人保健施設アヴニール	入間市二本木一〇八二―一	社会福祉法人埼友会	介護予防短期入所療養介護	平成十八年四月一日
			介護予防通所リハビリテーション	
			介護予防短期入所療養介護	
介護老人保健施設ゆりの木	入間市宮寺三一八七―三一	医療法人永仁会	介護予防短期入所療養介護	平成十八年四月一日
			介護予防通所リハビリテーション	
なごみ訪問看護ステーション	入間市新久五八五―一	医療法人永仁会	介護予防訪問看護	平成十八年四月一日
はらだ訪問看護ステーション	入間市豊岡一―五―二三	医療法人東明会	介護予防訪問看護	平成十八年四月一日
ハート訪問看護ステーション	入間市下藤沢四四六―一フェニックスK店舗一階	医療法人永仁会	介護予防訪問看護	平成十八年四月一日
訪問看護ステーション青い鳥	入間市宮寺五七〇―六	医療法人一晃会	介護予防訪問看護	平成十八年四月一日
西武訪問看護事業所	入間市仏子九五四―一一	医療法人明晴会	介護予防訪問看護	平成十八年四月一日
大生病院在宅サポート21入間	入間市豊岡五―一―二TM第一ビル二階	医療法人尚寿会	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日

ヘルパーステーション105入間	入間市上藤沢四四九―八	株式会社イチマルゴ	介護予防訪問介護	平成十八年	四月一日
社会福祉法人おおぎホームヘルプサービス	入間市東町四―一―八〇	社会福祉法人入間福祉会	介護予防訪問介護	平成十八年	四月一日
社会福祉法人おおぎデイサービスセンター	入間市東町四―一―八〇	社会福祉法人入間福祉会	認知症対応型通所介護	平成十八年	四月一日
			介護予防認知症対応型通所介護		
杏樹苑デイサービスセンター	入間市上藤沢八五一―一	社会福祉法人杏樹会	介護予防通所介護	平成十八年	四月一日
ケアショップ105入間	入間市上藤沢四四九―八	株式会社イチマルゴ	介護予防福祉用具貸与	平成十八年	四月一日
			特定福祉用具販売		
			特定介護予防福祉用具販売		
杏樹苑ホームヘルプサービス	入間市上藤沢八五一―一	社会福祉法人杏樹会	介護予防訪問介護	平成十八年	四月一日
社会福祉法人入間市社会福祉協議会指定訪問介護事業所	入間市黒須二―三―一三	社会福祉法人入間市社会福祉協議会	介護予防訪問介護	平成十八年	四月一日
アイリスケアセンター入間	入間市豊岡一―三―二九浅見ビル二F	株式会社ニチイ学館	介護予防訪問介護	平成十八年	四月一日
指定訪問介護事業所アヴニール	入間市二本木一〇八二―一	社会福祉法人埼友会	介護予防訪問介護	平成十八年	四月一日
入間ホームヘルプ	入間市小谷田一六五六―一	社会福祉法人永仁会	介護予防訪問介護	平成十八年	四月一日
社会福祉法人世希泉会デイサービスセンターマナ	入間市扇町屋三―五―三〇	社会福祉法人世希泉会	介護予防通所介護	平成十八年	四月一日
指定通所介護事業所聖愛園デイサービスセンター	入間市二本木一〇八三―一	社会福祉法人埼友会	介護予防通所介護	平成十八年	四月一日
指定短期入所生活介護事業所聖愛園	入間市二本木一〇八三―一	社会福祉法人埼友会	介護予防短期入所生活介護	平成十八年	四月一日
杏樹苑短期入所生活介護事業所	入間市上藤沢八五一―一	社会福祉法人杏樹会	介護予防短期入所生活介護	平成十八年	四月一日
入間老人ホーム短期入所生活介護事業所	入間市小谷田一六五六―一	社会福祉法人永仁会	介護予防短期入所生活介護	平成十八年	四月一日
杏花里デイサービスセンター	入間市新光一一五―五	社会福祉法人杏樹会	認知症対応型通所介護	平成十八年	四月一日
			介護予防通所介護		
			介護予防認知症対応型通所介護		
入間デイサービスセンター	入間市小谷田一六五六―一	社会福祉法人永仁会	介護予防通所介護	平成十八年	四月一日
デイサービスセンターケヤ木	入間市豊岡五―二―一五―二〇三	ゴールドライフ株式会社	認知症対応型通所介護	平成十八年	四月一日
			介護予防認知症対応型通所介護		
入間市シルバー人材センター指定訪問介護事業所	入間市宮寺四一〇二―一七	社団法人入間市シルバー人材センター	介護予防訪問介護	平成十八年	四月一日
ヘルパーステーションつばさ	入間市狭山ヶ原三九二―一	特定非営利活動法人つばさの会	介護予防訪問介護	平成十八年	四月一日
はらだホームヘルパーステーション	入間市豊岡一―五―二三	医療法人東明会	介護予防訪問介護	平成十八年	四月一日
株式会社コムスン入間中央ケアセンター	入間市久保稲荷二―二―二三稲荷ビル二―B号	株式会社コムスン	介護予防訪問介護	平成十八年	四月一日
マコト	入間市宮寺四二二一―一	株式会社マコト	介護予防福祉用具貸与	平成十八年	四月一日

			特定福祉用具販売	
			特定介護予防福祉用具販売	
在宅ケアてのひら	入間市仏子一一五二	有限会社てのひら	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
有限会社ひだまり	入間市黒須二―一四―二四フラッツ・ダップC棟	有限会社ひだまり	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
おひさま介護サービス入間	入間市豊岡一―二―二二山路ビル四階	株式会社クリスタル介護センター	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
扇揚苑ショートステイ	入間市中神八五三―一	社会福祉法人入間福祉会	介護予防短期入所生活介護	平成十八年四月一日
扇揚苑デイサービスセンター	入間市中神八五三―一	社会福祉法人入間福祉会	介護予防通所介護	平成十八年四月一日
株式会社石田興業	入間市春日町一―一―一四	株式会社石田興業	介護予防福祉用具貸与	平成十八年四月一日
			特定福祉用具販売	
			特定介護予防福祉用具販売	
デイサービス・宅老所里の家	入間市仏子二八四―一〇	有限会社ピュアティー	介護予防通所介護	平成十八年四月一日
訪問介護ハートネット	入間市東藤沢四―一―一須釜ビル二FA	有限会社ハートネット	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
デイサービスセンターサツ木	入間市宮前町九―二〇	ゴールドライフ株式会社	介護予防通所介護	平成十八年四月一日
訪問介護ケアメイト	入間市扇町屋三―一―九	有限会社ケアメイト	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
福祉用具ハートネット	入間市東藤沢四―一―一須釜ビル二FA	有限会社ハートネット	福祉用具貸与	平成十八年四月一日
			介護予防福祉用具貸与	
			特定福祉用具販売	
			特定介護予防福祉用具販売	
あかずきん	入間市豊岡五―一―九セントラル入間二FE号室	株式会社ホワイトケアコミュニティ	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
ショートステイ入間やすらぎ	入間市小谷田二―二―一八	株式会社エヌ総合企画	介護予防短期入所生活介護	平成十八年四月一日
有限会社ケーテック訪問介護サービスしおん(心温)	入間市豊岡四―五―一グリーンスポット一〇二	有限会社ケーテック	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
有限会社ひだまり	入間市黒須二―一四―二四フラッツ・ダップC棟	有限会社ひだまり	居宅介護支援	平成十八年四月一日
財団法人鳩ヶ谷中央病院	鳩ヶ谷市桜町六―一二―五五	財団法人鳩ヶ谷中央病院	介護予防短期入所療養介護	平成十八年四月一日
医療法人あかつき会はとがや病院	鳩ヶ谷市坂下町四―一六―二六	医療法人あかつき会	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
			介護予防短期入所療養介護	
医療法人社団厚生会埼玉厚生病院	鳩ヶ谷市南六―五―五	医療法人社団厚生会	介護予防短期入所療養介護	平成十八年四月一日
ほほえみ訪問看護ステーション	鳩ヶ谷市里九九一―二―七一四	有限会社KtoK	介護予防訪問看護	平成十八年四月一日
社会福祉法人鳩ヶ谷市社会福祉協議会	鳩ヶ谷市南六―八―一六	社会福祉法人鳩ヶ谷市社会福祉協議会	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
シニア・ハウス山吹	鳩ヶ谷市里六七七―一	有限会社大陸商事	介護予防通所介護	平成十八年四月一日
特別養護老人ホームひかり苑デイホームたんぽぽ	鳩ヶ谷市坂下町四―一六―三	社会福祉法人ゆうゆう会	介護予防通所介護	平成十八年四月一日

特別養護老人ホームひかり苑	鳩ヶ谷市坂下町四―一六―三	社会福祉法人ゆうゆう会	介護予防短期入所生活介護	平成十八年四月一日
株式会社日本ケアーシステム	鳩ヶ谷市南三―一九―二七	株式会社日本ケアーシステム	介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売	平成十八年四月一日
特別養護老人ホームベルホーム	鳩ヶ谷市辻九五八	社会福祉法人鳩ヶ谷啓和会	介護予防訪問介護 介護予防通所介護 介護予防短期入所生活介護	平成十八年四月一日
株式会社コムスン鳩ヶ谷ケアセンター	鳩ヶ谷市本町三―五―一五	株式会社コムスン	介護予防訪問介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	平成十八年四月一日
グループホーム「すまさんちの家」	鳩ヶ谷市坂下町四―一六―三	社会福祉法人ゆうゆう会	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
訪問介護ステーションせんば	鳩ヶ谷市南四―二七―四マンションザ佳苑一〇一	有限会社訪問介護ステーションせんば	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
桜さんちの家Ｎｏ２たんぽぽ	鳩ヶ谷市桜町一―五―一八	社会福祉法人ゆうゆう会	介護予防通所介護	平成十八年四月一日
介護センターはなみち	鳩ヶ谷市本町一―一四―一七	有限会社花道	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
埼玉厚生病院デイサービスセンター	鳩ヶ谷市南六―五―五	医療法人社団厚生会	介護予防通所介護	平成十八年四月一日
ケアセンターウィズ	鳩ヶ谷市里一二三九―二ヴァンベール鳩ヶ谷Ｂ号	株式会社ウィズ	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
株式会社グリーン工房ケアステーション	鳩ヶ谷市南七―三二―一	株式会社グリーン工房ケアステーション	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
せらび鳩ヶ谷	鳩ヶ谷市桜町六―一一―二四	株式会社日本ケアリンク	介護予防認知症対応型共同生活介護	平成十八年四月一日
グリーンケア	鳩ヶ谷市南七―三二―一	株式会社グリーン工房ケアステーション	介護予防通所介護	平成十八年四月一日
梅さんちの家江川	鳩ヶ谷市桜町五―九―二	社会福祉法人ゆうゆう会	介護予防通所介護	平成十八年四月一日
グループホーム山吹	鳩ヶ谷市里六七七―一	有限会社大陸商事	認知症対応型共同生活介護	平成十八年四月一日
福祉用具グリーン工房	鳩ヶ谷市南七―三二―一	株式会社グリーン工房ケアステーション	介護予防認知症対応型共同生活介護	平成十八年四月一日
博寿会ゆとりの郷	鳩ヶ谷市桜町六―一二―五五	財団法人鳩ヶ谷中央病院	介護予防福祉用具貸与	平成十八年四月一日
有限会社さくらあんしんサービス	鳩ヶ谷市三ツ和一―一四―一	有限会社さくらあんしんサービス	介護予防訪問介護 居宅介護支援	平成十八年四月一日
菊さんちの家里	鳩ヶ谷市里一一八七	社会福祉法人ゆうゆう会	介護予防通所介護	平成十八年四月一日
医療法人わかば会介護老人保健施設つつじの郷	朝霞市下内間木一三六三―一	医療法人わかば会	介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所療養介護	平成十八年四月一日
朝霞訪問看護ステーション	朝霞市溝沼六―二―四	財団法人関東厚生福祉会	介護予防訪問看護	平成十八年四月一日
朝霞台中央訪問看護ステーション	朝霞市西弁財一―五―一三	医療法人社団武蔵野会	介護予防訪問看護	平成十八年四月一日
あさか訪問介護事業所	朝霞市本町二―四―二五Ｔ―ＢＬＤ朝霞七階	株式会社埼玉ライフケアサービス	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日

あさか訪問入浴介護事業所	朝霞市岡三―一七―五三	株式会社埼玉ライフケアサービス	介護予防訪問入浴介護	平成十八年四月一日
アイリスケアセンター朝霞	朝霞市本町一―八―二カーサ・モア朝霞二F	株式会社ニチイ学館	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
ホームヘルパーステーションモーニングパーク	朝霞市溝沼二―四―一五―二〇一	医療法人山柳会	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
株式会社コムスン朝霞ケアセンター	朝霞市幸町三―八―一九第六サンビレッジ二〇一	株式会社コムスン	介護予防通所介護	平成十八年四月一日
内間木苑通所介護事業所	朝霞市上内間木四九八―四	社会福祉法人長寿会	介護予防通所介護	平成十八年四月一日
内間木苑短期入所生活介護事業所	朝霞市上内間木四九八―四	社会福祉法人長寿会	介護予防短期入所生活介護	平成十八年四月一日
デイサービスセンターひいらぎの里	朝霞市岡三―一七―六〇	有限会社埼玉ライフサポート	認知症対応型通所介護	平成十八年四月一日
			介護予防通所介護	
			介護予防認知症対応型通所介護	
合資会社ケアサービスさくら	朝霞市仲町二―六―四七ハイツ丸山一〇一	合資会社ケアサービスさくら	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
デイサービスセンターハレルヤ	朝霞市溝沼一―五―六	社会福祉法人ハレルヤ	介護予防通所介護	平成十八年四月一日
短期入所生活介護ハレルヤ	朝霞市溝沼一―五―六	社会福祉法人ハレルヤ	介護予防短期入所生活介護	平成十八年四月一日
アイリスケアセンター朝霞台	朝霞市三原三―三―三シャローリバー一〇一	株式会社ニチイ学館	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
ひとみケアサポート	朝霞市岡三―二六―三二	有限会社ひとみケアサポート	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
デイサービスセンターおせわ〜く広場	朝霞市西原一―七―一	株式会社ランダルコーポレーション	介護予防通所介護	平成十八年四月一日
ヘルパーステーションひいらぎの里	朝霞市岡三―一七―六〇	有限会社埼玉ライフサポート	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
医療法人わかば会デイサービスセンターふれあいの手	朝霞市朝志ヶ丘四―七―一三	医療法人わかば会	介護予防通所介護	平成十八年四月一日
株式会社コムスンあさかサポートセンター	朝霞市本町二―二六―三二板橋貸店舗一F	株式会社コムスン	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
有限会社すずらんケアサポート	志木市館二―六―一一　三愛ナガイ薬局内	有限会社すずらんケアサポート	訪問介護	平成十八年四月一日
			福祉用具貸与	
			介護予防訪問介護	
			介護予防福祉用具貸与	
			特定福祉用具販売	
			特定介護予防福祉用具販売	
社会福祉法人志木市社会福祉協議会指定訪問介護事業所	志木市中宗岡一―三―三〇	社会福祉法人志木市社会福祉協議会	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
訪問介護事業所ブロン	志木市本町二―一〇―五〇	社会福祉法人ルストホフ志木	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
通所介護事業所ブロン	志木市本町二―一〇―五〇	社会福祉法人ルストホフ志木	介護予防通所介護	平成十八年四月一日
短期入所生活介護事業所ブロン	志木市本町二―一〇―五〇	社会福祉法人ルストホフ志木	介護予防短期入所生活介護	平成十八年四月一日
ひまわり21（有限会社西武開発コンサルタント）	志木市本町六―一―一七エスポワール古家一F	有限会社西武開発コンサルタント	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
			介護予防福祉用具貸与	

ハートネット志木	志木市本町一―六―六	有限会社山口商店	介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	平成十八年四月一日
ウイズネットホームヘルプサービス志木	志木市中宗岡一―一九―六一	株式会社ウイズネット	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
グループホームみんなの家・志木中宗岡	志木市中宗岡一―一九―五八	株式会社ウイズネット	介護予防認知症対応型共同生活介護	平成十八年四月一日
有限会社あおば介護ステーション遊・志木中宗岡	志木市中宗岡四―六―三五	有限会社あおば介護ステーション	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
大樹デイサービス志木事業所	志木市中宗岡一―一九―六一	株式会社ウイズネット	介護予防通所介護	平成十八年四月一日
株式会社ユープラン	志木市本町五―一四―二八ザ・スティツ志木本町ユリノ木通り 志木市幸町一―八―五四ハイツリバーアイランド一〇二号	ユーアンドエルケア株式会社 株式会社ユープラン	介護予防通所介護 福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売	平成十八年四月一日 平成十八年四月一日 平成十八年四月一日 平成十八年四月一日
医療法人福寿会埼玉回生病院	八潮市大原四五五	医療法人福寿会	特定介護予防福祉用具販売 介護予防通所リハビリテーション	平成十八年四月一日 平成十八年四月一日
介護老人保健施設ケアセンター八潮	八潮市鶴ヶ曽根一一八四―四	医療法人社団協友会	介護予防短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護	平成十八年四月一日 平成十八年四月一日
やしお苑	八潮市南川崎二一〇―一	社会福祉法人名栗園	介護予防通所介護 介護予防短期入所生活介護	平成十八年四月一日 平成十八年四月一日
社会福祉法人八潮市社会福祉協議会指定居宅サービス事業所	八潮市鶴ヶ曽根四一四	社会福祉法人八潮市社会福祉協議会	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
デイサービスセンターやしお寿苑	八潮市八條二九四―四	社会福祉法人一寿会	介護予防通所介護 介護予防訪問介護	平成十八年四月一日 平成十八年四月一日
ファミリーケアケアステーション八潮	八潮市中央一―二二―八青木ビル一〇一	株式会社ファミリーケア	介護予防通所介護	平成十八年四月一日
八潮ケアセンターそよ風	八潮市中央三―一―一二	株式会社メデカジャパン	介護予防通所介護	平成十八年四月一日
ほおずき指定通所介護事業所	八潮市緑町一―五―二	有限会社綾瀬総合教育センター	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
ヘルパーステーションやしお寿苑	八潮市八條二九四―四	社会福祉法人一寿会	介護予防通所介護	平成十八年四月一日
総合福祉ツクイ八潮	八潮市八條一五六七第二二号棟一〇一号	株式会社ツクイ	介護予防認知症対応型共同生活介護	平成十八年四月一日
グループホームぽっかぽか	八潮市八條五〇	英和株式会社	介護予防通所介護	平成十八年四月一日
デイサービスぽっかぽか	八潮市八條五〇	英和株式会社	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
株式会社コムスンやしおケアセンター	八潮市中央三―二〇―六シャトーレ・ヒノモト一〇一号	株式会社コムスン	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
訪問介護事業所ぽっかぽか	八潮市八條五〇	英和株式会社	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日
ヘルパーステーションさんわ八潮	八潮市八潮六―二―六アサツキハイツⅡ一〇一	有限会社関東機器サービス	訪問介護	平成十八年四月一日

ほおずき介護保険事務所	八潮市緑町一―五―二	有限会社綾瀬総合教育センター	介護予防訪問介護	平成十八年四月三日
レンタルハート	久喜市北青柳三八―五	株式会社ハートカンパニー	居宅介護支援 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売	平成十八年四月一日
居宅介護支援事業所みどうの杜	秩父郡東秩父村御堂一四五六―四	医療法人宮崎病院	特定介護予防福祉用具販売 介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所療養介護	平成十八年四月一日
JA埼玉中央ホームヘルプ東秩父	秩父郡東秩父村御堂六三三―一	埼玉中央農業協同組合	介護予防訪問介護	平成十八年四月一日

埼玉県告示第千三百八十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護老人福祉施設を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

平成十八年八月八日

埼玉県知事　上田清司

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
JA埼玉中央ホームヘルプ東秩父 居宅介護支援事業所　みどうの杜	名称 名称	東秩父村農協訪問介護事業所 老人保健施設　みどうの杜	JA埼玉中央ホームヘルプ東秩父 居宅介護支援事業所　みどうの杜	訪問介護 通所リハビリテーション 短期入所療養介護 居宅介護支援 介護老人保健施設
レンタルハート	所在地	久喜市南一―九―三七	久喜市北青柳三八―五	福祉用具貸与
友結会　ふるさとけあ	所在地	日高市中鹿山一二四―七	日高市中鹿山一三三―一	訪問介護
ケアプランふるさとけあ	所在地	日高市中鹿山一二四―七	日高市中鹿山一三三―一	居宅介護支援
友結会　ふるさとけあ	所在地	日高市中鹿山一二四―七	日高市中鹿山一三三―一	福祉用具貸与

埼玉県告示第千三百八十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成十八年八月八日

埼玉県知事　上田清司

一　届出の概要等

イ　大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社イトーヨーカ堂川口駅前店
川口市栄町三丁目九十一番地
ロ　変更の概要
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名変更
（変更前）
株式会社イトーヨーカ堂　代表取締役　井坂　榮
東京都千代田区二番町八番地八
株式会社鈴乃屋　代表取締役　小泉清子
東京都台東区上野一丁目二十番十一号
（変更後）
株式会社イトーヨーカ堂　代表取締役　井坂　榮
東京都千代田区二番町八番地八
株式会社鈴乃屋　代表取締役　小泉清子
東京都台東区上野一丁目二十番十一号
株式会社マックハウス　代表取締役　栗原勝利
東京都杉並区梅里一丁目七番七号
株式会社大創産業　代表取締役　矢野博文
広島県東広島市西条吉行東一丁目四番十四号
株式会社サカエお直し総合センター　代表取締役　竹村紀久雄
さいたま市緑区芝原二丁目九番地十七
ラオックス株式会社　代表取締役　本多利範
東京都千代田区神田須田町二丁目十九番地四
古着屋　ＬＯＧ　代表取締役　蓮見政司
千葉県野田市木間ヶ瀬四千六百九十二番九号
ハ　変更年月日
平成十八年六月八日
ニ　届出年月日
平成十八年七月二十七日
二　縦覧期間
平成十八年八月八日から平成十八年十二月八日まで
三　縦覧場所
埼玉県産業労働部地域商工業支援課
埼玉県中央産業労働センター
四　意見書の提出
大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。
イ　意見書提出期間
平成十八年八月八日から平成十八年十二月八日まで
ロ　意見書提出先
埼玉県産業労働部地域商工業支援課

埼玉県告示第千三百八十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成十八年八月八日

埼玉県知事　上　田　清　司

一　届出の概要等
イ　大規模小売店舗の名称及び所在地
いなげや三郷戸ヶ崎店
三郷市戸ヶ崎二丁目二百四十三番五及び二百四十三番四
ロ　変更の概要
駐車場の自動車の出入口の数および駐車場の収容台数
（変更前）平面駐車場　出入口Ａ一　出口Ｂ一　入口Ｃ一　入口Ｄ一
出口Ｄ一　位置　図面省略
収容台数　届出駐車台数　百七十三台、増設駐車台数　三十四台
計　二百七台
（変更後）平面駐車場　出入口Ａ一　出口Ｂ一　入口Ｃ一
位置　図面省略
収容台数　届出駐車台数　百七十三台
ハ　変更年月日

平成十八年七月二十七日

ニ　届出年月日

平成十八年七月二十五日

二　縦覧期間

平成十八年八月八日から平成十八年十二月八日まで

三　縦覧場所

埼玉県産業労働部地域商工業支援課

埼玉県東部産業労働センター

四　意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ　意見書提出期間

平成十八年八月八日から平成十八年十二月八日まで

ロ　意見書提出先

埼玉県産業労働部地域商工業支援課

埼玉県告示第千三百八十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成十八年八月八日

埼玉県知事　上　田　清　司

一　届出の概要等

イ　大規模小売店舗の名称及び所在地

大川ホールディングス上尾ビル

上尾市本町三丁目九百一番一号、九百二番三号、九百三番一号

ロ　変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時から午後七時

（変更後）午前十時から翌午前二時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場①

（変更前）午前九時三十分から午後七時三十分

（変更後）午前九時三十分から翌午前二時三十分

駐車場②

（変更前）午前九時三十分から午後七時三十分

（変更後）午前九時三十分から翌午前二時三十分

駐車場③

（変更前）午前九時三十分から午後七時三十分

（変更後）午前九時三十分から午後十時

ハ　変更年月日

平成十八年八月二十日

ニ　届出年月日

平成十八年七月二十五日

二　縦覧期間

平成十八年八月八日から平成十八年十二月八日まで

三　縦覧場所

埼玉県産業労働部地域商工業支援課

埼玉県中央産業労働センター

四　意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ　意見書提出期間

平成十八年八月八日から平成十八年十二月八日まで

ロ　意見書提出先

埼玉県産業労働部地域商工業支援課

埼玉県告示第千三百八十五号

貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第三十六条の規定により、貸金業者の業務の停止を命じたので、次のとおり公告する。

平成十八年八月八日

埼玉県知事　上　田　清　司

一　商号

セレクトビジネス

二　氏名

渡邉　隆宏

三　主たる営業所の所在地

さいたま市大宮区桜木町二丁目八番地四　山下ビル四階

四　登録番号

埼玉県知事（一）第〇三八一六号

五　登録年月日

平成十八年一月十二日

六　業務の停止命令の年月日

平成十八年八月一日

七　業務停止の期間

平成十八年八月二日から平成十九年一月二十八日までの百八十日間

八　業務停止の範囲

全ての業務（ただし、任意の弁済の受領及び債権の保全行為は除く。）

埼玉県告示第千三百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、新堀土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成十八年八月八日

埼玉県知事　上　田　清　司

職名	氏名	住所
理事	加藤　静	さいたま市岩槻区大字古ヶ場一二二

埼玉県告示第千三百八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第六項において準用する同条第五項の規定により、鴻巣都市計画区域及び吹上都市計画区域を一の都市計画区域とし、その名称を鴻巣都市計画区域とする。

平成十八年八月八日

埼玉県知事　上　田　清　司

埼玉県告示第千三百八十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、鴻巣都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成十八年八月八日

埼玉県知事　上　田　清　司

埼玉県告示第千三百八十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、鴻巣都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成十八年八月八日

埼玉県知事　上　田　清　司

埼玉県告示第千三百九十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、鴻巣都市計画用途地域を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成十八年八月八日

埼玉県知事　上　田　清　司

埼玉県告示第千三百九十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、鴻巣都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成十八年八月八日

埼玉県知事　上　田　清　司

埼玉県告示第千三百九十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成十八年八月八日

埼玉県知事　上　田　清　司

一　組合の名称

三芳町北松原土地区画整理組合

二　事業施行期間

平成三年四月三十日から

平成二十四年三月三十一日まで

三　施行地区

三芳町大字藤久保字富士塚の一部、字浅間後元上南畑分の一部、字富士塚元上南畑分の一部、字北松原元上南畑分の全部、字上荒久元上南畑分の一部、字永久保元上南畑分の一部

四　事務所の所在地
入間郡三芳町大字藤久保三八五一番地
五　設立認可の年月日
平成三年四月三十日
六　変更認可の年月日
平成十八年八月八日

埼玉県告示第千三百九十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、鴻巣都市計画公園を次のとおり変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部公園課において縦覧に供する。

平成十八年八月八日

埼玉県知事　上　田　清　司

一　都市計画を定める土地の区域
埼玉県鴻巣市上谷字砂場及び字外谷耕地並びに西中曽根字砂場、字大下、字外谷及び字中通並びに笠原字二貫野前並びに常光字上手地内
二　都市計画に係る公園の名称
五・五・〇一号　上谷総合公園

埼玉県告示第千三百九十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、鴻巣都市計画公園を次のとおり変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部公園課において縦覧に供する。

平成十八年八月八日

埼玉県知事　上　田　清　司

一　都市計画を定める土地の区域
埼玉県鴻巣市関新田字十番及び字十一番並びに屈巣字網張、字舟入及び字三反田地内
二　都市計画に係る公園の名称
五・五・〇二号　川里中央公園

埼玉県告示第千三百九十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、鴻巣都市計画緑地を次のとおり変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部公園課、北本県土整備事務所、鴻巣市役所において縦覧に供する。

平成十八年八月八日

埼玉県知事　上　田　清　司

一　都市計画を定める土地の区域
鴻巣市川面字飛田、字前谷、字八幡並びに袋字前屋敷、字東谷及び字中地内
二　都市計画に係る緑地の名称
第一号　さきたま緑道

埼玉県告示第千三百九十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、次のとおり、熊谷都市計画、行田都市計画、鴻巣都市計画、北本都市計画及び桶川都市計画下水道を変更した。

なお、当該変更に係る図書の写しを埼玉県都市整備部下水道課において縦覧に供する。

平成十八年八月八日

埼玉県知事　上　田　清　司

一　都市計画の種類及び名称
熊谷都市計画、行田都市計画、鴻巣都市計画、北本都市計画及び桶川都市計画荒川左岸北部流域下水道
二　都市計画を変更する土地の区域
イ　追加する部分
なし
ロ　削除する部分
なし

埼玉県告示第千三百九十七号

秩父市長から秩父都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部下水道課において縦覧に供する。

平成十八年八月八日

埼玉県知事　上　田　清　司

埼玉県告示第千三百九十八号

埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成十三年埼玉県条例第六十一号）第四条第四項の規定により、指定した土地の区域を変更したので、次のとおり告示する。

なお、変更した土地の区域を示す図面は、当該市町村の区域を所管する県土整備事務所及び当該市町村の都市計画法に基づく開発行為等の規制に係る事務を担当する課において縦覧に供する。

平成十八年八月八日

埼玉県知事　上　田　清　司

一　変更した土地の区域

市町村	土地の区域
大利根町	大字間口の一部及び大字新井新田の一部

二　変更した日
平成十八年八月八日

埼玉県告示第千三百九十九号

埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成十三年埼玉県条例第六十一号）第六条第一項第一号の規定により、予定建築物の用途を限り土地の区域を指定したので、次のとおり告示する。

なお、指定した土地の区域を示す図面

は、当該市町村の区域を所管する県土整備事務所及び当該市町村の都市計画法に基づく開発行為等の規制に係る事務を担当する課において縦覧に供する。

平成十八年八月八日

埼玉県知事　上　田　清　司

一　予定建築物の用途を限り指定した土地の区域

市町村	土地の区域	予定建築物の用途
大利根町	大字間口の一部及び大字新井新田の一部	建築基準法別表第二(ぬ)項に掲げる建築物（準工業地域内に建築してはならない建築物）以外の建築物のうち、日本標準産業分類（総務省編集）において、次のイの分類に属する工場、倉庫及び事務所、ロの分類に属する事務所（店舗併用を含む。）とする。ただし、金属の溶融又は精錬の事業を営む工場等は含まれるものとする。 イ．大分類E―建設業、同F―製造業、同H―情報通信業 ロ．大分類Q―サービス業（他に分類されないもの）のうち中分類86「自動車整備業」

二　指定した日

平成十八年八月八日

埼玉県告示第千四百号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第五十二条第一項第六号、同条第二項第三号、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第二号ニ及び別表第三(に)欄五の項の規定により、都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る数値を変更する。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部建築指導課において縦覧に供する。

平成十八年八月八日

埼玉県知事　上　田　清　司

変更に係る区域

鴻巣市の区域内の都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域

埼玉県告示第千四百一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成十八年八月八日

埼玉県知事　上　田　清　司

1　購入等件名及び数量
　別表のとおり
2　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
　埼玉県警察本部総務部会計課調度第一係　埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
3　落札者を決定した日
　平成18年6月19日
4　落札者の氏名及び住所
　別表のとおり
5　落札金額
　別表のとおり
6　契約の相手方を決定した手続
　一般競争入札
7　入札の公告又は公示を行った日
　平成18年5月9日

別表

整理番号	購入等件名及び数量	落札金額（税抜き１着当たりの単価）	落札者の氏名及び住所
1	男性警察官用合ワイシャツ　６，２４３着	５，６３３円	株式会社丸広百貨店 埼玉県川越市新富町２丁目６番地１
2	男性警察官用合ズボン　４，４７７着	８，４００円	ミズズユニム株式会社 東京都台東区蔵前４丁目１０番８号
3	男性警察官用冬ズボン　３，８８９着	８，６６４円	赤城衣料工業株式会社 東京都江東区北砂１丁目１３番４号
4	男性警察官用短靴　７，００９足	５，７１２円	ハルタ製靴株式会社 東京都足立区千住宮元町８番８号

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成十八年八月八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年八月八日

埼玉県本庄県土整備事務所長　鈴　木　信　司

一　道路の種類　国道

二　路　線　名　二百五十四号

三　道路の区域

旧新別	区間	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
旧	児玉郡神川町大字八日市字寺西九番一地先から同郡同町大字八日市字寺西一〇番一地先まで	一四・〇〇～九三・六五	四九・四〇	
新		一四・五〇～九三・九〇		

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十八年八月八日

埼玉県熊谷県土整備事務所長　新　井　勲

一　許可番号　平成十八年六月二十一日　指令熊整第〇八一八〇〇〇七〇号

二　検査済証番号　平成十八年八月二日　熊整第〇八一八〇〇一三号

三　開発区域に含まれる地域の名称

大里郡江南町大字成沢字入郷百二十九番一号　四　開発許可を受けた者の住所及び氏名　東京都練馬区石神井町二丁目二十六番十一号　一建設株式会社　代表取締役　小泉　公善

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成十八年八月八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年八月八日

埼玉県越谷県土整備事務所長　内　村　寛

一　道路の種類　県道
二　路線名　松伏庄和関宿線
三　道路の区域

旧新別	区間	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
旧	春日部市永沼字宮下二一一八番三地先から同市永沼字宮下二一一八三番一地先まで	七・二五～一〇・〇〇	一二六・〇〇	
新		七・二五～一二・二五		

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十八年八月八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年八月八日

埼玉県越谷県土整備事務所長　内　村　寛

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
松伏庄和関宿線	春日部市永沼字宮下二一一八番三地先から同市永沼字宮下二一一八三番一地先まで	平成十八年八月八日	

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第三十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十八年八月八日から二十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年八月八日

埼玉県越谷県土整備事務所長　内　村　　寛

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
平方東京線	越谷市大字大松字前一四五番一地先から同市大字大松字前一四一番一地先まで	平成十八年八月八日	平成十一年十月二十六日付け埼玉県告示第千三百六十七号の一部供用開始である 延長　一〇三・〇〇メートル

埼玉県公安委員会告示第153号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の２第４項第１号イに規定する技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）並びに法第99条の３第４項第１号イに規定する自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）を次のとおり実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第３号）第２条及び第10条第２項の規定により公示する。

平成18年８月８日

埼玉県公安委員会委員長　奥　島　孝　康

1　審査の種類

(1)　技能検定員審査

ア　大型自動車免許に係る技能検定員審査

イ　普通自動車免許に係る技能検定員審査

ウ　大型特殊自動車免許に係る技能検定員審査

エ　大型自動二輪車免許に係る技能検定員審査

オ　普通自動二輪車免許に係る技能検定員審査

カ　牽（けん）引免許に係る技能検定員審査

キ　大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査

ク　普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査

(2)　教習指導員審査

ア　大型自動車免許に係る教習指導員審査

イ　普通自動車免許に係る教習指導員審査

ウ　大型特殊自動車免許に係る教習指導員審査

エ　大型自動二輪車免許に係る教習指導員審査

オ　普通自動二輪車免許に係る教習指導員審査

カ　牽引免許に係る教習指導員審査

キ　大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査

ク　普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査

2　期日及び場所

(1)　期日

ア　論文審査日

平成18年９月12日（火）及び９月13日（水）

イ　技能審査日

平成18年10月７日（土）、10月10日（火）、10月11日（水）、10月12日（木）及び10月13日（金）

ウ　面接審査日

平成18年10月７日（土）、10月17日（火）、10月18日（水）及び10月19日（木）

(2)　場所

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地４

埼玉県警察本部交通部運転免許センター

○　論文及び面接　運転免許センター４階会議室

○　技能　運転免許センター内コース及び路上

3　申請期間及び場所

(1)　申請期間

平成18年8月8日（火）から8月22日（火）までの間（ただし、土曜日及び日曜日は除く。）

(2)　場所

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4

埼玉県警察本部交通部運転免許センター運転免許課教習所係

電話　048（543）2001　内線241

4　申請要領

技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書を提出するとともに、受けようとする審査に用いられる自動車を運転することができる免許に係る運転免許証を提示すること。

なお、審査細目の免除を希望する者は、それに該当する者であることを証明するものを添付して申請すること。

5　審査項目

(1)　技能検定員審査

ア　技能検定に関する技能

イ　技能検定に関する知識

(2)　教習指導員審査

ア　教習に関する技能

イ　教習に関する知識

6　審査手数料

審査手数料については、埼玉県収入証紙により納付すること。

7　その他

申請要領、内容、手続等の詳細については、埼玉県警察本部交通部運転免許センター運転免許課教習所係に照会すること。

埼玉県監査委員告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、埼玉県知事及び埼玉県教育委員会から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成18年8月8日

埼玉県監査委員　坂　本　隆　信

埼玉県監査委員　春　日　敏　彦

埼玉県監査委員　奥ノ木　信　夫

埼玉県監査委員　鹿　川　文　夫

1　監査の結果「指摘」とした事項

対象機関		監査結果の公表年月日（県報の号数）	監査の結果	講じた措置
総務部	自動車税事務所	平成18年6月30日（第1786号）	1　自動車税滞納繰越額に係る不納欠損額のうち、地方税法に基づく滞納処分の執行停止を行わず、5年の消滅時効を事由とするものが少なからずあった。また、納税担当	1　状況改善のため、自動車税滞納整理については、調査と納税折衝を徹底し滞納繰越額の圧縮に努めるとともに、法に基づく滞納処分の執行停止を適正に行うことにした。また、収入未済額の圧縮に

対象機関		監査結果の公表年月日（県報の号数）	監査の結果	講じた措置
			職員一人当たりの納税折衝実績や差押件数は県税事務所と比較して低い水準にあり、自動車税及び自動車取得税の収入未済額（証紙徴収分を含む）の圧縮に向けた取組が不十分であった。 2　平成17年６月の防火設備点検の結果、別棟機械室の感知器交換を指摘されていたが、平成17年12月の時点で交換を行っていなかった。	向け、納税折衝を強化し、差押え件数等の具体的数値目標を設定するなど、より積極的な取組を行っている。 2　監査日以降、直ちに感知器の交換を発注し、平成18年１月26日に交換を完了した。また、再発防止のため、複数の職員によるチェックを行うなどの見直しも行った。
保健医療部	児玉福祉保健総合センター	平成18年３月３日（第1752号）	生活保護費返還金について、消滅時効期間の経過を理由に、平成16年度に１名１件、平成17年度に２名４件、それぞれ不納欠損処分を行っていた。しかし、いずれも時効中断事由があり、この不納欠損処分は誤りであった。	平成16、17年度に不適切に行った不納欠損処分については、不納欠損処分の取り消し等を行い、債権を復活させた。 また、適正な債権管理の周知徹底を図り、事務処理を行うこととした。

2　監査の結果「注意」とした事項

対象機関		監査結果の公表年月日（県報の号数）	監査の結果	講じた措置
総務部	自動車税事務所	平成18年６月30日（第1786号）	水銀灯撤去契約において、複数の相手からの見積書の徴取が必要であったにもかかわらず、１者のみであった。	再発防止のため、埼玉県財務規則等の財務関連規定の再確認を徹底するとともに、複数の職員によるチェックを行うなど事務処理体制の見直しを行い、契約事務の適正化を図った。
環境部	中央環境管理事務所	平成18年６月30日（第1786号）	自然公園内行為届出台帳における「工作物の新築」届出の記載漏れ及びばい煙発生施設届出受理台帳における受理書等の発送年月日への記載漏れなど、記載不備が少なからず見られた。	各種台帳への記載事務については、注意を受けた後直ちに、記載漏れを是正した。グループリーダーによる定期的な検査を義務づけるなど、適正な事務処理の徹底を図った。
保健医療部	比企福祉保健総合センター	平成18年３月３日（第1752号）	平成16年度の補助対象事業が完了した「特別養護老人ホーム整備促進事業費」において、概算払いをした補助金の確定が大幅に遅れていた。	再発防止のため、老人福祉施設整備費補助金にかかる進行管理台帳を整備してチェック体制を強化し、事務が遅滞することのないよう適正な処理を行うこととした。

対象機関		監査結果の公表年月日（県報の号数）	監査の結果	講じた措置
保健医療部	北埼玉福祉保健総合センター	平成18年3月3日（第1752号）	生活保護費返還金において、催告等の実施記録がないなど、債権管理が不十分なものがあった。特に、消滅時効期限までの期間が残り少ない債権について、催告や所要の措置が執られていなかった。	債権管理事務についてチェック体制の強化を図る見直しを行い、債権の回収については催告・臨宅を行うとともに、その実施記録を残すなど適切な事務処理を行うこととした。
	戸田・蕨保健所	平成18年3月3日（第1752号）	公衆衛生負担金にかかる未収債権管理において、平成15年度以前の未収債権22件の催告等の実施記録がなく、滞納整理に向けた取り組みの確認ができなかった。	債権管理事務についてチェック体制の強化を図る見直しを行い、債権の回収については催告を行うとともに、その記録を確実に行い、適切な事務処理を行うこととした。 （現川口保健所）
農林部	中央家畜保健衛生所	平成18年6月30日（第1786号）	不用薬品処理の業務委託においては、委託業者が廃棄物処理法に基づく特別管理廃棄物許可業者であることが必要であるが、その確認がされていなかった。	不用薬品処理を依頼した廃棄物処理運搬業者並びに特別管理廃棄物処理業者について、監査受検後、会社のホームページで許可業者であることを確認するとともに、FAX等により許可書を取寄せ、許可業者であることを確認した。
	農村整備計画センター	平成18年6月30日（第1786号）	住宅地図の購入に当たり、複数の相手からの見積書徴取を要しない10万円未満の金額に分割して、契約を締結していた。	今後、適正な財務事務の執行に努めるよう、職員に周知徹底を図った。
県土整備部	飯能県土整備事務所	平成18年3月3日（第1752号）	産業廃棄物の処理を委託するにあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に基づき契約書を作成して行わなければならないとされている。 しかし、廃棄物の処理にあたって、契約書を作成することなく処理業者に委託していた。	産業廃棄物の処理委託にあたっては、収集運搬と処分に関し適正な委託契約を締結し、事務の見直しを行った。
企業局	吉見浄水場	平成18年6月30日（第1786号）	送水管路弁類分解補修工事における入札実施に当たり、入札保証金免除要件の確認事務を怠たり、入札保証金を免除していた。	監査受検以降、入札保証金の免除については、埼玉県公営企業財務規程で定める免除要件に該当するか否かを、同運用通知に基づき検査完了通知書若しくは履行証明書等によって厳格に確認した上で行っており、免除要件に該当しない者についてはすべて入札保証金を納付させている。

対象機関		監査結果の公表年月日（県報の号数）	監査の結果	講じた措置
教育局	西部教育事務所	平成18年３月３日（第1752号）	当事務所の一部を教育関係団体に使用させていたが、行政財産の使用許可を受けていなかった。	事務処理については、庁舎管理者と協議の上、使用団体に行政財産使用許可申請の手続きを行わせた。また、再発防止のため、公有財産の使用にあたっては、庁舎管理者と協議を行うとともに、関係法令の遵守を徹底した。
	浦和図書館	平成18年３月３日（第1752号）	消耗品（CD-ROM、蛍光管）の購入において、一括購入すべきところ分割して購入していた。	再発防止のため、物品購入事務の執行にあたっては、必要な物品の長期的な需要を予測し、購入計画を立て、まとめて購入することを職員に徹底した。
	加須げんきプラザ	平成18年３月３日（第1752号）	郵券については、現金に準ずるものとして厳格な管理が求められることなどから、使用予定数量に応じて適切な購入を行うべきものである。 しかし、当所においては、１年間に使用する必要数を大幅に上回る数量の郵券を購入していた。	再発防止のため、郵券の購入に際しては、年間の事業計画における事業内容を勘案しながら、的確な使用枚数を把握するよう職員に徹底した。
	上尾沼南高校	平成18年３月３日（第1752号）	清掃業務において、校舎内の床（廊下及び階段）清掃とトイレ清掃を、合理的な理由もなく分割して、別々の業者へ発注していた。	平成17年度は、床清掃とトイレ清掃を一括発注した。 再発防止のため、予算の計画的な執行を徹底するとともに、決裁時のチェックを強化した。
	上尾東高校	平成18年３月３日（第1752号）	給水管修繕工事において、請書を徴取していなかった。	再発防止のため、財務規則等の規定と契約時に必要な書類の確認を徹底するとともに、決裁時のチェックを強化した。
	上尾南高校	平成18年３月３日（第1752号）	高圧線及び高圧防護改修修繕工事と受変電室換気扇取り替え修繕工事を、合理的な理由もなく分割して発注していた。	再発防止のため、修理の必要が生じた場合、同時に同種の修理を必要とするものがあるか更に確認し、分割することなく発注するよう周知した。
	岩槻高校	平成18年３月３日（第1752号）	生徒及び職員へのパン等の販売場所を、同校後援会長が行政財産使用許可を受けている。しかし、実際に販売を行っているのは別の者であった。	再発防止のため、後援会とパン等販売業者との関係を明確にした上で、行政財産使用許可をすることとした。

対象機関		監査結果の公表年月日（県報の号数）	監査の結果	講じた措置
教育局	大宮東高校	平成18年3月3日（第1752号）	1　埼玉県立学校職員服務規程第7条第1項によると「職員は、校長の定める執務開始時刻までに出勤し、ただちに所定の出勤簿に自ら捺印しなければならない。」と規定されている。しかしながら、当校の出勤簿の捺印状況において、複数の教職員が1か月以上捺印していなかった。 2　後援会等による冷房設備を設置しているが、行政財産の使用許可手続きが執られておらず、電気料も県費負担となっていた。 3　重要物品（体操競技用「ゆか」）が存在しなかった。	1　再発防止のため、埼玉県立学校職員服務規程を全教職員に配付し、出勤後ただちに出勤簿に捺印するよう周知徹底した。 2　県費以外で設置され所定の手続きを経ていない冷房設備については、「県費以外で設置されている冷房装置について」（平成18年4月6日付け教財第860号財務課長通知）により、寄付受け入れで対応することとした。 3　物品管理課長あて顛末書を提出し、重要物品異動報告書を提出した。再発防止策として、職員会議で教員に物品管理上の使用者責任等を周知徹底し、同時に担当が作成したリーフレットを、職員全員に配布した。
	大宮南高校	平成18年3月3日（第1752号）	平成16年度及び17年度に国際交流事業推進校としてオーストラリアとニュージーランドへ生徒引率した教員各2名の旅費を、後援会会計から支出していた。	平成18年3月20日より、国際交流事業推進校として生徒を引率する出張は廃止したので、当該事業に対して後援会会計から旅費を支出することはなくなった。
	小鹿野高校	平成18年3月3日（第1752号）	埼玉県立学校職員服務規程第7条第1項によると「職員は、校長の定める執務開始時刻までに出勤し、ただちに所定の出勤簿に自ら捺印しなければならない。」と規定されている。しかしながら、当校の出勤簿の捺印状況において、複数の教職員が半月以上捺印していなかった。	再発防止のため、埼玉県立学校職員服務規程を全教職員に配布し、出勤後ただちに出勤簿に捺印するよう周知徹底した。
	熊谷高校	平成18年3月3日（第1752号）	平成17年度に国際交流事業推進校としてオーストラリアへ生徒引率した教員2名の旅費を、後援会会計から支出していた。	平成18年3月20日より、国際交流事業推進校として生徒を引率する出張は廃止したので、当該事業に対して後援会会計から旅費を支出することはなくなった。
	熊谷西高校	平成18年3月3日（第1752号）	埼玉県立学校職員服務規程第7条第1項によると「職員は、校長の定める執務開始時刻	再発防止のため、出勤後ただちに出勤簿に捺印することを教職員に確認・徹底するとともに、管理職

対象機関		監査結果の公表年月日（県報の号数）	監査の結果	講じた措置
教育局			までに出勤し、ただちに所定の出勤簿に自ら捺印しなければならない。」と規定されている。しかしながら、当校の出勤簿の捺印状況において、複数の教職員が７日以上捺印していなかった。	による押印状況のチェック体制を強化した。
	坂戸高校	平成18年３月３日（第1752号）	産業廃棄物の処理を委託するにあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に基づき契約書を作成して行わなければならないとされている。 しかし、廃棄物の処理にあたって、契約書を作成することなく処理業者に委託していた。	再発防止のため、物品の廃棄処分にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び通知(「物品の廃棄処分の方法」)等を十分確認するよう、職員に周知徹底を図った。
	飯能高校	平成18年３月３日（第1752号）	1　定時制課程の生徒を対象とする給食費（夜食）会計において、「高等学校定時制課程教科書給与費及び夜食費並びに通信制課程教科書学習書給与費補助実施要領」に基づく会計処理が行われていなかった。また、平成16年度における１食あたりの負担徴収額が、夜食費補助を受けている生徒と受けていない生徒と同額であった。更に、年度末における生徒毎の精算が行われていなかった。 2　夏季休業中に取得した特別休暇の届出が、休暇取得後大幅に遅れて提出されていた。	1　平成18年度からは実施要領に基づき、補助相当額を給食費に含めて徴収し、年度末に補助対象者に補助相当額の給食費を返金する方法に改めた。 平成16年度の処理については補助対象にならなかったものについて、補助相当額の追加徴収を行い完了した。 給食費の精算については平成17年度から生徒それぞれの食数に応じた精算処理を行うこととした。 2　再発防止のため、特別休暇を受ける職員は埼玉県学校職員服務規程第10条第２項の規定に基づき、校長に願い出るよう指導し、願い出の変更についても適正に行うよう指導した。
	深谷商業高校	平成18年３月３日（第1752号）	電子計算システム一式及びLL装置ブース装置等の高額備品を廃棄するに当たり、財務規則で規定する物品の不用決定や廃棄伺いの手続を執っていなかった。	再発防止のため、教職員に物品の適正な管理及び処分方法等について周知徹底し、定期的に重要物品等の点検をするとともに、処分時のチェック体制を強化した。
	大宮ろう学校	平成18年３月３日（第1752号）	平成17年度において、旅費の支給が大幅に遅れているものがあった。	再発防止のため、旅行後の速やかな復命と、旅費支給状況の定期的な確認を徹底するとともに、決裁時のチェック体制を強化した。

対象機関		監査結果の公表年月日（県報の号数）	監査の結果	講じた措置
教育局	川島ひばりが丘養護学校	平成18年３月３日（第1752号）	1　「教育用コンピュータ賃貸借契約」及び「温水ヒーター保守点検委託契約」の契約２件において、契約の目的である保守点検の具体的内容や実施回数が明確に記載されていなかった。 2　産業廃棄物の処理を委託するにあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に基づき契約書を作成して行わなければならないとされている。 　しかし、廃棄物の処理にあたって、契約書を作成することなく処理業者に委託していた。	1　再発防止のため、契約書及び仕様書の内容を詳細に見直しを行い、現状にあった契約書及び仕様書にすることを徹底した。 2　再発防止のため、物品の廃棄処分にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び通知(「物品の廃棄処分の方法」)等を十分確認するよう、職員に周知徹底を図った。
	熊谷養護学校	平成18年３月３日（第1752号）	1　「樹木管理業務」の委託契約の締結にあたって、見積書を徴するA、B及びCの３者を選定し決定していたが、実際に見積書を徴したのは契約者Aと選定されていないDであった。 2　教員が舎監として宿直した場合、その１時間を生徒指導用務に従事したとして勤務時間とし、相当する翌日の勤務時間を調整しているが、「週休日等の割振り変更簿」への記載がなく、当該調整についての決裁が行われていなかった。	1　再発防止のため、契約事務についてチェック体制の強化を図るなどの見直しを行い、契約事務が適正になされるよう事務処理を行うこととした。 2　教員が舎監として宿泊し、生徒指導に従事した場合は、「週休日等の割振り変更簿」に記載し、当該調整について決裁を行うよう徹底した。
	宮代養護学校	平成18年３月３日（第1752号）	1　屋根修繕工事において、予定価格調書が作成されていなかった。また、請書も徴取していなかった。 2　湯沸器取付工事において、複数の相手からの見積書の徴取が必要であったにもかかわらず１者のみであった。	再発防止のため、契約事務の執行にあたっては、埼玉県財務規則等の再確認を行うとともに、決裁時のチェック体制を強化した。

3　監査の結果「意見」とした事項

（1）対象機関への意見

対象機関		監査結果の公表年月日（県報の号数）	監査の結果	講じた措置
総合政策部	パスポートセンター	平成18年3月3日（第1752号）	旅券発給事務は法定受託事務として都道府県が処理しなければならないとされ、その事務に要する経費については、旅券法により都道府県が旅券申請者から徴収することとされている。これを受けて旅券法施行令で標準手数料額が、また県条例で納付する手数料額が定められ、県証紙により納付されている。 しかし、平成16年度における旅券の発給に要する経費の総額は、証紙により納付される手数料の総額を大幅に上回っている状況にあり、不足額は県の一般財源から支出されている。 今後においては、旅券発給事務に従事する職員や事務費の削減に努めるとともに、旅券法施行令で定める標準手数料額等の改定を国へ要望するなど、所要の措置が必要である。	県民の渡航の安全確保と海外事業活動の円滑な推進に資するため、誤りのない旅券の発給、不正取得防止、国際テロ・旅券犯罪防止に向けたIC旅券の円滑な運営を行っているところであるが、その事務に要する予算の効率的な執行と経費削減には、最大限の努力を行うこととした。 また、都道府県の手数料は、旅券法施行令第2条に定める額を標準として定めることになっているが、現実には全都道府県が施行令で定める額を手数料としており、当県のみが手数料を値上げすることは県民の理解を得られないと考える。したがって、11月に開催される都道府県旅券事務主管課長会議において、要望事項として都道府県標準額の改定を強く要望していくこととした。
環境部	環境科学国際センター	平成18年6月30日（第1786号）	当センター展示館の入館者数は、ここ数年約46,000人前後で横ばい若しくは漸減傾向にある。環境学習の役割を担う県内唯一の展示館として、県民などへのPRを積極的に行うなど、入館者数を増加させるための努力が必要である。	監査終了後、近隣市町の施設やイベント会場でパンフレットを配布したり、県内小・中学校に電子メールで利用案内を送付し周知を図るなど、入場者数増加のためのPRを積極的に行った。
福祉部	中央児童相談所 南児童相談所 所沢児童相談所 越谷児童相談所	平成18年6月30日（第1786号）	児童福祉負担金については、負担額の早期認定による収入確保に留意するとともに、滞納繰越分の整理について一層努力する必要がある。	負担額認定資料の未提出者に対するこまめな督促と、市町村に対する課税資料の提供依頼を早めに行うなどして、早期認定に努めることとした。 滞納繰越分の整理については、電話・文書・臨宅等を組織的・計画的に行い、納入交渉の強化に努めることとした。

対象機関		監査結果の公表年月日（県報の号数）	監査の結果	講じた措置
保健医療部	入間東福祉保健総合センター	平成18年３月３日（第1752号）	1　管内における介護保険事業者数が多く、これらの事業者に対する実地指導の年間実施率は、１パーセント程度となっている。事業者に対する指導の充実強化に向けて、実施率の向上に努めるとともに実施体制の強化を図るべきである。 2　在宅障害者への訪問療育等を社会福祉法人等へ委託する「障害児（者）地域療育等支援事業」において、委託料の概算交付額を単価×計画件数で算出している。しかし、委託契約書においては、委託額の算定方法と事業実績報告書の内容が規定されていないため、給与費や事務費等の経費の積み上げ額をもって精算報告書としている事例がある。このため、委託事業の目的である支援実施件数などが、精算書に反映されない内容となっている。委託契約書の見直しを行うべきである。	1　事業者に対する指導の強化を図るため、平成18年度に介護保険担当職員を２名増員し、実地指導を実施することとした。 2　事業実績報告書に、新たな様式を加えることにより、「単価×事業実績回数」による算出額を明示できるようにした。
	比企福祉保健総合センター 秩父福祉保健総合センター	平成18年３月３日（第1752号）	在宅障害者への訪問療育等を社会福祉法人等へ委託する「障害児（者）地域療育等支援事業」において、計画件数と実績件数に大きな乖離が生じている。この様な乖離が生じた場合は、計画変更の手続きを行わせるべきである。 また、委託料の概算交付額を単価×計画件数で算出しているが、委託契約書においては、委託額の算定方法と事業実績報告書の内容が規定されていないため、給与費や事務費等の経費の積み上げ額をもって精算報告書としている。このため、委託事業の目的である支援	契約書の中に、年度途中の事業実施状況を委託先から福祉保健総合センターあてに報告するよう、様式を追加した。 また、事業実績報告書に、新たな様式を加えることにより、「単価×事業実績回数」による算出額を明示できるようにした。

対象機関		監査結果の公表年月日（県報の号数）	監査の結果	講じた措置
保健医療部			実施件数などが、精算書に反映されない内容となっている。委託契約書の見直しを行うべきである。	
	児玉福祉保健総合センター	平成18年３月３日（第1752号）	在宅障害者への訪問療育等を社会福祉法人等へ委託する「障害児（者）地域療育等支援事業」において、委託料の概算交付額を、単価×計画件数で算出しているが、委託契約書においては、委託額の算定方法が規定されていないため、給与費や事務費等の経費の積み上げ額をもって実績報告書としている。このため、委託事業の目的である支援実施件数などが、精算書に反映されない内容となっている。委託契約書の見直しを行うべきである。	事業実績報告書に、新たな様式を加えることにより、「単価×事業実績回数」による算出額を明示できるようにした。
	北埼玉福祉保健総合センター 埼葛南福祉保健総合センター	平成18年３月３日（第1752号）	在宅障害者への訪問療育等を社会福祉法人等へ委託する「障害児（者）地域療育等支援事業」において、計画件数と実績件数に大きな乖離が生じている。この様な乖離が生じた場合は、計画変更の手続きを行わせるべきである。	契約書の中に、年度途中の事業実施状況を委託先から福祉保健総合センターあてに報告するよう、様式を追加した。
	埼葛南福祉保健総合センター	平成18年３月３日（第1752号）	管内における介護保険事業者数が多く、これらの事業者に対する実地指導の年間実施率は、一部を除き、１割以下となっている。事業者に対する指導の充実強化に向けて、実施率の向上に努めるとともに実施体制の強化を図るべきである。	事業者に対する指導の強化を図るため、平成18年度に介護保険担当職員を１名増員し、実地指導を実施することとした。
産業労働部	産業労働政策課	平成17年10月７日（第1712号）	1　若手後継者等育成事業において、全国大会への出席経費として多額の補助がなされている。 後継者育成事業への補助という観点からは、継続的な事業に対するものを主とすべ	1　若手後継者に対する研修事業の充実を図るよう補助事業者に指導を行い、平成17年度の全国大会への出席経費の補助は、平成16年度と比較し、42%削減した。 2　平成18年度から、財団法人埼玉県産業文化セン

対象機関		監査結果の公表年月日（県報の号数）	監査の結果	講じた措置
			きであり、一度限りの大会参加に多額の補助を行うことには疑問がある。補助金を使っての全国大会への出席は、補助対象経費の上限を設けるなど、適切な事務執行を図るべきである。 2　県は、利用者に貸し付けるためのピアノ等の重要物品をソニックシティに設置しているが、財団法人産業文化センターとの間で締結している管理業務委託契約には、どの物品が貸付の対象となるのかが明記されていない。 貸付の対象となる重要物品の滅失、棄損等が生じた場合における管理責任を明確にすることが必要であることなどから、今後は、契約書に、こうした規定を明記するよう検討されたい。	ターが指定管理者となっており、施設等の管理運営について、県と協定を締結した。 この協定において、供用備品の管理責任を明記し、責任の所在を明確にするとともに、供用備品の種類、数量について財団に通知した。
農林部	農村整備計画センター	平成18年6月30日（第1786号）	農業基盤整備基礎調査においては、昭和51年以降、県内の取水堰・ポンプ場98地点における農業用水の流量をはじめ、主要な18の農業用水路32地点における水質等（BODなど7項目、水温及び気温）の調査を継続的に実施し、農業用水の合理的利用や水質保全対策の基礎資料としている。 しかし、長期間蓄積された貴重なデータについては、主に農業分野で活用されているのが実状である。農業分野以外での活用に向け、関係機関への積極的な情報提供を行うなど、活用策の検討が必要である。	今後、県ホームページとリンクさせるなど、多角的な活用がなされるよう取り組むこととした。
県土整備部	さいたま県土整備事務所	平成18年3月3日（第1752号）	平成16年度及び17年度の時間外勤務命令が特定の職員、担当グループに著しく偏って発	時間外勤務の偏りの是正及び全体の時間外勤務縮減に向け、業務分担の見直しを行った。また、所長

対象機関		監査結果の公表年月日（県報の号数）	監査の結果	講じた措置
県土整備部			令されている状況が認められた。 各職員及びグループの業務量等を見直し、時間外勤務の縮減に努める必要がある。	と各部が話し合いを持ち、職員の意識改革を促進し、事前命令の徹底、時間も貴重な資源であるというコスト意識の徹底を図った。
	飯能県土整備事務所	平成18年３月３日（第1752号）	平成16年度及び17年度の時間外勤務命令が特定の職員、担当グループに著しく偏って発令されている状況が認められた。 各職員及びグループの業務量等を見直し、時間外勤務の縮減に努める必要がある。	時間外勤務の偏りの是正及び全体の時間外勤務縮減に向け、業務分担の見直しを行った。また、所長と各部が話し合いを持ち、職員の意識改革を促進し、事前命令の徹底、時間も貴重な資源であるというコスト意識の徹底を図った。 また、グループによっては、自発的に、原則、時間外勤務ゼロの取り組みを行っている。 その他にも、３Ｓチャレンジで取り組んでいる「３行ほうれんそうでスピードアップ」により、時間外勤務の縮減を図っている。
	さいたま県土整備事務所 越谷県土整備事務所	平成18年３月３日（第1752号）	入札保証金の免除については、財務規則で「種類及び規模をほぼ同じくする契約を過去２年の間に数回以上すべて誠実に履行したもの」とされている。 しかし、設計金額が３億余円の施設整備工事において、１億円以上の工事を履行した者を「規模をほぼ同じくするもの」としてとらえ、入札保証金を免除するとの入札公告をしていたが、見直しを行うべきである。	今後は、工事等の種類及び規模の類似性を考慮して総合的に入札保証金の減免を判断することとし、併せて入札公告の見直しを行い、適切な表現に改めて執行することとした。
教育局	西部教育事務所 北部教育事務所	平成18年３月３日（第1752号）	非常勤講師にかかる所得税の源泉徴収申告額に誤りがあったことに伴い、不納付加算税及び延滞税を県費から支出していた。これは、初任者研修代替のため市町村立学校へ派遣される非常勤講師等の給与にかかるものであり、本税は本人負担で納付されている。 今後は、同様の事案が発生することのないよう十分注意するとともに、事務管理を徹底する必要がある。	所得税法の趣旨を踏まえ、非常勤講師等にかかる所得税の源泉徴収にあたり、任用の事例が複数出ている場合は、名寄せをして所得税を算出するよう改めた。 また、所得税の算定に当たっては、複数職員によるチェックを徹底し、正確な源泉徴収事務を行っている。

対象機関		監査結果の公表年月日（県報の号数）	監査の結果	講じた措置
教育局	歴史資料館	平成18年3月3日（第1752号）	当館は条例に基づき、入館料として、一般50円、学生・生徒30円を徴収しているが、平成16年度の入館者数約5万6千人のうち約2万4千人（42.9%）が免除されていた。 その理由の1つとして、条例及び管理規則に定められている特別条項に基づき、公民館等の社会教育機関が研修等の一環として入館する場合など、幅広く館長が免除していることがあげられる。 このように多くの入館者を無料とする取り扱いを、館長定めで行うことは適当でない。見直しを行うべきである。	県立博物館施設の再編にあわせて、入館者を無料とする取り扱いの見直しを行い、平成18年度に新たに定めた埼玉県立嵐山史跡の博物館観覧料減免基準を新たに設けた。この基準により、観覧料の減免適用者の範囲を限定した。 （平成18年4月1日　嵐山史跡の博物館に改組）
	加須げんきプラザ	平成18年3月3日（第1752号）	当施設は宿泊施設を備え、また、駅に近いという立地条件の良さから、日帰りの利用者も多い。 体育館の利用については条例で有料とされているが、宿泊者については無料である。今後は、利用に当たっての公平性を確保する上からも、宿泊者の施設利用の有料化について検討が必要である。	宿泊施設使用料の設定については、体育館等の施設使用料も含めて積算した結果として、現行の使用料となっている。 左記の意見を受け、改めて宿泊施設使用料の積算について検討した結果、利用者の公平性を確保する観点からも、現行の料金設定が適正であるとの結論となった。
	入間高校	平成18年3月3日（第1752号）	高等学校使用料（授業料）の滞納者への催告に当たり、在学保証人への通告、滞納者への家庭訪問、納入誓約書の徴取等が不十分なものがあった。今後は、滞納者の状況に応じて、積極的に授業料の徴収に取り組む必要がある。	早期納入を促すため、督促状交付前の納入依頼通知を1回から2回へ増やした。 また、滞納者に対しては、「授業料滞納者に対する処置の基準」に基づき、担任が把握している家庭事情を参考にしながら、在学保証人への通告、滞納者への家庭訪問等を徹底するとともに、年度末までの完納が困難な者に対しては、校長との面接を求めた。 さらに、新たに学校全体で催告事務に取り組む体制づくりを進めるとともに、「授業料滞納者に対する処置の基準」を踏まえた事務処理マニュアルの策

対象機関		監査結果の公表年月日（県報の号数）	監査の結果	講じた措置
教育局				定を進めている。 なお、新体制による催告等については平成18年9月から行う予定である。
	大宮中央高校	平成18年3月3日（第1752号）	日曜日のスクーリングに参加する生徒のうち、託児を希望する生徒に対応するため、臨時職員を雇用して託児室を設置している。しかし、近年、託児を希望する生徒数が減少し、現在は2名となっている。このため、当日のキャンセル等により、託児室を開設しているにもかかわらず、託児を必要とする幼児がいない日もある。 託児室開設の必要性も含めて、見直しが必要である。	様々な学習条件下で学ぶ通信制の学生にとって、託児制度の存在意義は大きく、必要性も高い。 平成18年4月から運用面の見直しを行い、託児室利用状況を正確に把握して、託児を必要としない日は、託児室を開設しないよう徹底をした。 また、託児希望者の託児を利用する日及び臨時職員を雇用する日を学期毎（年3回）に決定することとした。
	春日部東高校	平成18年3月3日（第1752号）	防火設備点検で防火シャッターの不良が判明しているにもかかわらず補修を行っていなかった。生徒の安全面からも早急に改善すべきである。	消防設備点検報告の内容について、点検業者から説明を受け、早急に改善すべき箇所についてはただちに修繕又は調整を行うこととした。 また、再発防止のため、点検結果報告書の速やかな回覧決裁等、校内の連絡体制の強化を図るとともに、継続的に安全確保の徹底を職員に周知することとした。
	北本高校	平成18年3月3日（第1752号）	教職員の慶事に際し、PTA会計から祝い金の支給を受けていた。 教職員のみを対象とするこの種の祝い金を受領することは、埼玉県教育委員会職員倫理規程に抵触する虞もあることから、適当ではない。	平成18年1月18日のPTA理事会に諮り細則を改定し、PTA会計から祝い金を支給する規程を廃止した。翌日、職員に周知徹底した。
	熊谷商業高校	平成18年3月3日（第1752号）	週休日に部活動を指導した教員に対し、後援会から手当が支給されている。これらの教員には、学校職員の特殊勤務手当に関する条例第9条第1項第4号該当として、教員特殊業務手当が県費支給されており、この手当を	平成18年度より後援会からの部活動指導手当は、廃止した。

対象機関		監査結果の公表年月日（県報の号数）	監査の結果	講じた措置
教育局			受け取るべきではない。	
	越谷総合技術高校	平成18年３月３日（第1752号）	後援会会計から、平成16年度にコンピュータOSの更新（約9,016千円相当額）及び17年度に図書管理ソフト（約2,869千円相当額）を受け入れていた。 後援会会計からの受入については、「父母負担の軽減について」（昭和61年12月15日付け教財第1051号教育長通知）で、「団体会計の執行は、主として団体本来の用務、生徒に直接還元される経費、現状では県費になじまない経費などへの支出と考えられるので、これら以外の経費に充てているものについては、除外するよう努めること」としている。 このように著しく高額な備品類については、教育長通知の趣旨をふまえると、後援会会計から受け入れることは適当でない。	団体会計の予算執行にあたっては、教育長通知の趣旨が生かされるように、著しく高額な備品類については、後援会会計から受け入れないこととし、あわせて教職員全体に対して周知徹底を図った。
	秩父農工科学高校	平成18年３月３日（第1752号）	学校業務を補助するため、PTA会費で職員を雇用している。 しかし、「父母負担の軽減について」（昭和61年12月15日付け教財第1051号教育長通知）では、団体会計による職員の雇用は、所要経費の増加や勤務条件に係る問題を招くことも懸念されることなどから好ましくないとしている。 今後は、PTA会費による職員の雇用について、早急に見直すよう検討されたい。	保護者負担の軽減のため、団体職員の雇用を平成18年度末で廃止することとした。
	戸田翔陽高校	平成18年３月３日（第1752号）	防火設備点検で防火シャッターの不良等が判明しているにもかかわらず補修を行っていなかった。生徒の安全面からも早急に改善すべきである。	消防設備点検報告の内容について、点検業者から説明を受け、早急に改善すべき箇所についてはただちに修繕又は調整を行うこととした。 また、再発防止のため、点検結果報告書の速やかな回覧決裁等、校内の連絡体制の強化を図るととも

対象機関		監査結果の公表年月日（県報の号数）	監査の結果	講じた措置
教育局				に、継続的に安全確保の徹底を職員に周知することとした。
	新座北高校	平成18年３月３日（第1752号）	平成16年度末における高等学校使用料の未収金額が、少なからずあった。その圧縮に向けて一層努力する必要がある。	担任と連携し、生徒との面談等を通じて家庭状況の把握に努めるとともに、手紙・電話・家庭訪問等の督促回数を増やした。また、必要に応じて、学校長による保護者との面談等も行った。
	飯能高校	平成18年３月３日（第1752号）	防火設備点検で非常警報スピーカー等の不良が判明しているにもかかわらず補修を行っていなかった。生徒の安全面からも早急に改善すべきである。	総合点検後の平成18年２月９日にスピーカーの交換修理等の処置を行った。再発防止のため点検報告の処置票を作成し、点検結果の確認体制を強化した。
	深谷高校	平成18年３月３日（第1752号）	グランドを地域のスポーツ団体等の利用に供するに当たっては、県立学校体育施設開放事業実施要領に基づく利用許可の手続を行う必要があるが、この手続きがなされておらず、また、利用状況も把握されていなかった。関係規定に基づき、適正な事務処理と管理を行う必要がある。	校内関係者で会議を持ち、県立学校体育施設開放事業実施要領等関係規程の確認作業を行った。 また、開放事業事務に関する研修を実施し、利用手続きを確認するとともに、利用状況もチェックするよう徹底を図った。

（２）関係部局への意見

部局名	監査結果の公表年月日（県報の号数）	監査の結果	講じた措置
産業労働部	平成18年６月30日（第1786号）	彩の国仕事発見システムの端末は、各産業労働センターに計12台が設置されている。この仕事発見システム端末の利用者は、平成16年度186件、平成17年度67件と極めて低い利用状況にある。 同端末については、経済性や効率性の観点から、速やかに見直しを図るべきである。 （関係課：雇用対策課）	このシステムは、平成16年度から携帯電話でもアクセスできるようになり、専用端末を置く意義が薄れているため、平成18年６月30日をもって、各産業労働センターでの運用を停止する。

雑報

人事異動

平成十八年八月一日付け

○副部長級

（新任命職）　（現職）　（氏名）

保健医療部参事　埼玉県立大学事務局副局長　酒井忠雄

日	毎週火曜日・金曜日
発行	
購読料金	一年四万三千四百円（郵便料金を含む。）
発行者	埼玉県
	さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
	○四八―八二四―二一一一（代表）
	埼玉県報ホームページアドレス http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所	関東図書株式会社
	さいたま市南区別所三―一―一〇
	○四八―八六二―二九〇一（代表）